

## 平成 20 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

22 番 佐々木 正 己

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹 内 享 一 局長補佐 佐 藤 谷 博 之  
 議事調査係長 佐 藤 正 之 主 査 佐々木 美 佳

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 横 山 忠 長 副 市 長 横 山 昭  
 教 育 長 三 浦 博 企 業 管 理 者 佐々木 勝 利  
 選挙管理委員会委員長 須 藤 顯 総 務 部 長 佐 藤 好 文  
 市 民 部 長 池 田 史 郎 健 康 福 祉 部 長 笹 森 和 雄  
 産 業 部 長 岩 井 敏 一 建 設 部 長 金 子 則 之  
 教 育 次 長 小 柳 伸 光 ガ ス 水 道 局 長 須 田 登 美 雄  
 消 防 長 中 津 博 行 総 務 部 総 務 課 長 齋 藤 隆 一  
 企 画 課 長 竹 内 規 悦 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 佐 藤 正 記  
 清 掃 セ ン タ ー 長 石 垣 茂 健 康 推 進 課 長 三 浦 美 江 子  
 福 祉 事 務 所 長 細 矢 宗 良 農 漁 村 整 備 課 長 伊 藤 賢 二  
 都 市 整 備 課 長 佐々木 義 明 文 化 財 保 護 課 長 安 倍 溥

消防本部総務課長 阿 曾 時 秀

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成20年3月7日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。また、本日は、選挙管理委員会の須藤選挙管理委員会委員長の出席をいただいておりますので御報告します。

日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、12番村上次郎議員の一般質問を許します。12番村上次郎議員。

【12番(村上次郎君)登壇】

12番(村上次郎君) おはようございます。質問に入る前に、通告書の一部に誤字がありましたので、すみませんが、訂正をお願いいたします。

最初の通告書の1枚目2行目ですが、後ろのほうに「待遇に違いが合ったよう」の「あう」が漢字になっていますが、平仮名にするべきでした。訂正よろしく申し上げます。

それでは、5点にわたって質問をします。

1つ目は、意欲的に働ける市職員の勤務条件ということでお尋ねします。

市の職員は、市民のためにやりがいのある大事な仕事をしております。例えば、最近実施した灯油等の値上がりに対しての商品券による助成などは、多くの難儀をしている市民に喜ばれました。担当した市の職員も、市民の喜びを受けて、やりがいを感じたようです。

さて、市民サービスに努める職員は、合併前には旧町ごとに勤務条件や待遇に違いがあったようです。合併後は、違いをそのままとしておくというわけにはいかないのが当然なのですが、きのう配付された合併協定項目にも、職員の給与については職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図るとして、進捗状況は調整中となっています。ここでは給与に限定しているようで

すけれども、いろいろ絡みが出てくると思います。そのことについて職員組合との協議、その経緯等も含めて質問します。

1 つ目は、合併前、合併後の市職員の賃金、給与だけでなく待遇の格差是正等の現状と改善方法はどのようになっているかお尋ねします。

2 つ目は、人事の関係です。まず、退職者について、合併前、その後の扱いはどうなっているか。次に、管理職への昇任・昇格基準、そしてその現状、地域ごとの勘案やその配置はどのようになっているでしょうか。合併後というのはしばらくの間、地域意識、あるいは地元意識が強くあるというのは当然だと思います。その辺の配慮がどうされているのかも含めてお尋ねします。

また、合併前はほとんどなかったと思うんですが、本年度4月には、県や由利本荘への出向が見えます。出向は、通勤時間の大幅増など、勤務条件が相当に変わると思います。出向職員の異動についての協議や、納得して異動しているかどうか、そういう状況などについてもお尋ねします。

また、広報「にかほ」には多くの臨時職員の募集が出ています。正職員の退職後、臨時職員で補うのは慎重でなければならぬと思いますが、どのように考えて行っているか、お尋ねします。

大きな2 つ目ですが、学校給食の担当の問題です。

自校方式実施校に給食事務をする人の配置をしたらどうかということ。今、中国製の冷凍食品の問題が大きくなっていますが、学校給食では、子供たちの健やかな成長を願い、安心・安全で、しかも子供たちに喜ばれる食を提供するために、関係者の皆さんが日々努力されております。今回の中国製の冷凍食品について、にかほ市の教育委員会ではいち早く、「該当する食品は扱っていないので安心を」という通知を保護者に出していましたが、適切な対応だったと思います。市内での学校給食は、共同調理場方式や自校方式がありますが、それぞれの特徴を生かして子供たちのためによりよい給食の仕事をやっている、このことについては評価をし、敬意を表するものです。

そこで、小さい1 つ目ですが、学校給食共同調理場方式と自校方式での給食事務は、だれがどのように担当しているかお尋ねします。

2 つ目は、自校方式での給食の場合、養護教諭が給食会計事務などを担当しているようですが、その実情についてはどのように考えているかお尋ねします。

3 つ目は、学校給食の自校方式で給食材料の発注、会計事務などを担当している養護教諭は、本来の仕事が充実できるように、市として給食事務担当者を置くべきでないか、そのように考えますが、どうでしょうか。

大きな3 点目は、全国一斉学力テストへの参加についてです。

本年度4月に、十分な論議や納得の得られない中で、全国一斉学力テストが行われ、10月下旬に結果が公表されました。にかほ市教育委員会は結果の公表をしないというふうにしましたが、これは賢明なことだと思います。今開かれている県議会では、寺田知事が、学力テストの結果を市町村教委や学校がみずからの結果を率直に公表することが重要と答弁していますが、公表によってますます競争を激しくすることになり、ペーパーテストの点数獲得教育という方向に傾いていくことが心配されます。また、県平均より低いという学校への風当たりも強くなることは目に見えています。このことによって本来あるべき姿が変えられるということが懸念されます。

小さい1つ目ですが、学力テストの結果から公表までかなり時間が経過しましたがけれども、結果を生かすことができたかどうか。また、文科省は、学力テストの目標の1つに、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとしていました。学力テストの結果から国・県の条件整備改善などが出されたかどうかお尋ねします。

学力テストの結果は抽出調査でも十分わかることで、一斉に全員悉皆調査という形でやる必要はないと思いますが、市の教育委員会として今後についての検討をどのようにしているかお尋ねします。

また、多額の費用をかけての全国一斉学力テストでしたが、その費用で、義務教育費の無償、教職員の増など教育条件の改善をしたらいいと思いますが、どうでしょうか。日本の教育予算は、国内総生産比で見た場合、OECD — 経済協力開発機構、30カ国が加盟していますが、その加盟国の中でギリシャに次いで下から2番目に低い状態です。

4つ目ですが、前は、初めてだからというような理由で3学期末の忙しい時期に教員の研修などを行っていますが、全国一斉学力テストに備えるために、研修、あるいは準備はやるべきでないと考えますが、どうでしょうか。

学力テストの結果、小学校は全国一ということで、1位から下がっては大変だということで対策を講じる動きも伝えられています。全国学力テストに参加する意義はどういう観点からも意義が薄い、ない、このように思います。不参加としたらどうでしょうか。本年度全国一斉学力テストに不参加を表明した犬山市では、参加する意義がないとして来年度も不参加というふうにしていることも参考にすべきだと思います。

4つ目に入ります。祝祭日の燃えるごみの収集日についてです。

毎週月・木曜日は、象潟地区の燃えるごみ収集日です。暦では月曜日が祝祭日になることが多くあります。そのため、象潟地区の燃えるごみ収集日は他地区より多く休むこととなります。2回分をまとめてごみを出すため、場所によってはごみステーションに入り切らないこともあるようです。町内によっては、他のところはどのようになっているかというふうに見に行ったりして検討できないかという協議もしたということも聞いております。そこで、月曜日の祝祭日の収集を他地区と調整する考えはないかどうかお尋ねします。

しかし、これには収集業者の都合、また、他地区との合意や譲り合いが必要ですから、実際は困難な面もあるかと思えます。ちなみに、本年度の月曜の祝祭日は8日あります。また、木曜日は2日、合計10回休みがあるということになります。金浦、仁賀保地区の火曜日の祝祭日は、1月1日の1回のみ。金曜日は2回という状態でした。来年度は月曜日の祝祭日は7日あり、木曜日はありませんが、火曜日3日、金曜日は1日。どうしても月曜日に偏っております。このほかに、清掃センターの補修等も入ってきますから、燃えるごみの収集日はさらに少なくなるということも考えられます。象潟地区住民の立場に立って検討したらどうかというふうに思います。

最後ですが、道路特定財源制度について、広報の記事がありましたが、これには疑問を感じます。今、国会で道路特定財源制度、暫定税率の審議が大きな関心を持って進められてきました。政府・与党は、衆議院では強引にこれを通していますが、参議院での審議はこれからです。これには賛否

いろいろですが、広報「にかほ」1月15日号には、「道路特定財源制度の堅持は市民の豊かな生活を実現します」とし、市民に理解をしてもらいたいと訴えています。市の広報は、審議最中の法案について、市民に特定の方向に誘導するものではないかと思います。今、盛んに論議されている制度・内容について、一方の見解を「理解してもらいたい」と市民への広報で述べるのは適切なかどうか疑問に思います。このような取り扱いについてどう考えているか、お尋ねします。

以上5点についてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、職員の勤務条件についてでございます。

職員給与の格差是正については、職員個々の採用時の前歴や職歴等を考慮した上で、職員間に不公平が生じないように調整をしていかなければなりません。調整方法については18年度から現給を保障した上で、新市において策定した給与表各級在級基準表を参考にして、昇給の時期に格差解消に向けた所要の調整を行ってきているところでございます。おおむね5年以内で調整を終えたいと考えております。

次に、退職者への合併前とその後の扱いについてでございますが、合併前の3町における退職手当の支給率等については、ともに秋田県総合事務組合の退職制度に加入しておりますので、旧3町間においては違いはありませんでした。しかし、退職勧奨制度等については、特例勧奨する年齢及び自己都合退職者の優遇措置等に違いがございました。この違いについては、合併後において適正化を図りながら調整をしております。

次に、管理職への昇級基準と現状、地域ごとの勘案や配置との御質問でございます。昨今の厳しい市政運営の中で、管理能力、統率力、判断力などのリーダーシップ発揮のための能力・資質が重要であります。また、自治体経営に責任の重い管理職にこそ仕事に対する熱意が必要でございます。これらのことを総合的に判断して、適材の職員を管理職へ昇級をさせているところでございます。また、御質問の地域ごとの勘案や配置については、行っておりません。

出向職員の異動についての協議や納得でございますが、現在、秋田県庁に2名、秋田県後期高齢者医療広域連合の事務局へ1名、計3名の職員を出向させております。いずれの場合も異動内示の前に本人と出向についての協議や意思確認を行ってから出向をさせております。

次に、正職員の退職後の対応でございますが、一般職については、基本的に退職職員の3分の1を採用することとし、退職者の不補充分については、できるだけ臨時職員の補充でなく、そのときそのときの事業や事務量に応じた職員の配置で基本的には対応してまいりたいと思っております。消防職員や保健師等については、退職者の人数に応じて正職員を採用する予定としております。学校関係、運転技師等、いわゆる現業職員については、退職者が出た場合は、当面、必要であれば委託等の補充などでも対応してまいりたい、そのように考えているところでございます。

なお、職員組合との協議等については総務部長がお答えいたします。

次に、道路特定財源の広報記事についてでございます。道路特定財源制度の堅持については、由利本荘市や湯沢市、能代市などでも広報に掲載しておりますが、全県に先駆けてにかほ市が広報に掲載したことは確かでございます。昨年の11月21日、テレビ朝日で放送されました報道ステーションにおいて、日本海沿岸東北自動車道が取り上げられまして、にかほ市を走る高速道路はいかにもむだなものをつくるような報道をされたことは御承知のとおりだと思います。にかほ市の主な公共交通機関としては、単線の羽越本線1本で、特急は上下11本、普通列車も上下20本で、秋田からの快速は本荘どまりと、交通過疎の状況にあります。また、秋田新幹線「こまち」においても、県境にある当市においては、逆に秋田市まで戻るようなことから、あまり利用されていないのが現状でございます。

このような交通過疎の状況下で、昨年9月に日沿道岩城ICから仁賀保間が開通し、国道7号の仁賀保 - 本荘間の慢性的な渋滞は、高速道路と国道7号に交通量が分散され、大きく解消されるなど、TDKを初めとする企業や市民の皆さんから大変喜ばれているところでございます。当市の場合、県境はもちろん、隣の由利本荘市に行くにも国道7号が唯一の幹線道路となり、物流や通勤等の交通が集中し、そして迂回路もなく、交通事故などで一度その機能が麻痺すれば、全市に与える影響は甚大でございます。特に市内には救急病院がないことから、救急患者の大多数を隣の由利本荘市の病院まで搬送しておりますが、冬場は道路が凍結し、高度医療施設への救急搬送は通常の倍の時間がかかっているのが現状でございます。救命率の向上や後遺症の軽減等のためには、1分でも早く到着させることが重要でございます。日沿道の開通により搬送時間が短縮され、また、道路のでこぼこや、あるいは交差点の停止などによる傷病者への負担も大きく軽減されております。

そして、当市には、道路特定財源として18年度決算ベースで3億4,400万円が国から配分されておりますが、こうしたお金は除雪や道路補修なども含めて、道路関係だけで道路特定財源と合わせて7億4,000万円の支出をしているところでございます。もしこの道路特定財源の暫定税率が本来の税率に戻された場合、にかほ市は1億5,200万円が減額され、1億9,200万円になることから、今後の道路維持等の財源確保の面で大きな影響を与えることは確かでございます。

また、現在進められている象潟 - 仁賀保間の日沿道はもちろんですが、仁賀保幹線道路や中野前川線の整備もますますおくれ、多大な影響を受けることが懸念されているところでございます。道路特定財源の一般財源化については、日常生活や社会経済活動を自動車に依存せざるを得ない地方にとっては、一世帯で複数の自動車を所有していることから、自動車関連諸税の税負担が重いことを考慮すれば、一般財源化による財政再建の負担を地方の道路利用者に転嫁させることは、同じ納税者にとって公平性を欠くことにつながるものと考えております。

確かに、原油の高騰などで市民生活に大きな影響を与え、大変心配をしているところでございますが、市としても支援できることは支援してまいりたいと思っておりますが、その一方では、行政運営を行っていく立場として、道路建設は地域の活性化を支える重要な政策であり、道路整備に係る財源を安定的に確保する必要がございます。したがって、市にとっては暫定税率を含めた道路特定財源は必要な財源でありますので、市民の皆さんにも広く周知し、そして御理解をお願いしたく、そういう趣旨で広報に掲載をしたところでございます。

なお、ごみ収集の調整などについての御質問は、担当部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、学校給食関係に関する御質問でございますが、給食事務の担当の現状でございますけれども、項目的には、一般的には予算とか文書とか、そういうもろもろの事務処理をする給食事務、それから給食の会計、それから食材料の発注、献立作成などが挙げられると思います。給食事務については、すべての事務を教育委員会の給食担当が行っておりますけれども、会計については村上議員がおっしゃるように、象潟地区と金浦地区は栄養士が担当しておりますけれども、仁賀保地区において平沢小学校が栄養士が担当し、仁賀保中学校は調理員が担当し、その他の学校が養護教諭の担当というふうな状況になっております。献立作成については、各地区とも栄養士が担当していると、そのような現状になっております。また、そのほかについては全校にわたって指導、補助関係の仕事は委員会の担当が行っているというところでございます。

それから、養護教諭が会計事務を担当している実情についてどう思うか、考えるかということでございますが、学校教育法では、養護教諭の任務について、児童の養護をつかさどるというふうになってございます。養護と給食は密接なかかわりがあるということで、養護教諭が会計事務を行っている場合も多いわけですが、養護教諭本来の業務ではないというふうに理解はしています。

次に、給食事務の担当者を配置するべきだということでありまして、現在、御承知のように1名の担当者でにかほ市内のすべての学校の事務に対応するということは難しい現状です。職員を配置するとすれば1、2名は増員をしなければならないということもございまして。その辺の問題はいずれ今の状況がいいとは我々も考えておりませんし、今後改善していかなければならないことであろうというふうに思っております。その改善方法について、いろいろ知恵を出し合えばいろんな考えが出てくると思われまので、今後どのような方法ができるのか、少し検討期間をいただいてちょっと考えてみたいと思っております。

次に、学力調査の御質問でございますけれども、結果が公表されてから各学校で分析を進めておりますし、教育委員会でも分析を進めてきております。それぞれの学校で課題について明らかになったその解決をするために、体制づくり、授業づくりというものを進めているところでございます。全体的には基礎・基本の定着面ではある程度定着、身についているというところがうかがえましたけれども、やはり活用の力が少し弱いかなど。その対策については、まだ十分練られていない部分がありますし、来年度の教育研究所の大きな課題だと受けとめております。公表があつてから県の指導主事の訪問を受けておまして、それぞれの学校の課題などを共有しながら、今後の指導面、指導のあり方など、いろいろと協議をしておるところでございます。

次に、抽出調査でも十分ではないかということでございますが、確かに傾向をつかむだけだとすれば、前にも答弁したような気がしますが、悉皆調査でもいいのではないかなという気はします。ただ、子供一人一人の様子を把握するためには、やはり全員の調査も必要なのではないかと考えます。ただ、今回の一人一人に渡された資料が少しわかりづらい面もありましたので、やはり

もっとわかりやすく丁寧なものにしてもらいたいというふうな思いはありますので、その辺のところは働きかけていければいいかなと思っています。

それから、教育条件の改善ということでございますけれども、まず、村上議員がおっしゃるように、無償化とか、教員増というのは我々も望んでいることでございます。それと同時に、現在の児童・生徒の状態を正しく把握して、足りないところは適切に補って、得意な分野はさらに伸ばしていくというふうな施策も必要なのではないかと思っております。この学力調査はそのためのよい機会であるというふうにとらえて、現在教育委員会ではいろいろな事業に取り組んでいるところでございます。

次の4番目ですけれども、前の議会でも答弁申し上げましたが、いわゆる、この調査を受けるための研修とか、子供たちに一生懸命練習させるとか、そういうものは行うつもりはないということを中心に申し上げた記憶がございます。その考えは今も変わっておりません。ただ、にかほ市として、きのうも申し上げましたが、「活かす力をはぐくむ」ということで、まさに今、全国学力調査が行っている活用の力を調査をするという項目がございます。そのにかほ市の「活かす力」を高めるために、いろいろな研修を行ったり、授業の指導面に取り入れて、子供たちの活用面の向上に努めていくという取り組みは行っていきたいと思っております。

不参加としたらどうかということでございますけれども、地教委としても、参加する意義がないと判断したときは参加をとりやめたいと思っております。しかし、現在のところその意義は我々としては理解できますし、成果も期待できるというふうに判断していますので、来年度も参加をすることにしております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 職員組合との話し合いの経緯でございますけれども、団体交渉や職員組合からの要望事項に対して、職員間の給与の不均衡是正については、ベースアップの凍結などの方法ではなく、職員の前歴換算を行い、その職員の職務に応じた給料表の級並びに号に格付する方法で行っております。そういうことから、すべてを解消するには5、6年の期間が必要と回答しております。このことについては職員組合からも御理解をいただいているものと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、私から、4点目の祝祭日と燃えるごみの収集日が重なった場合についての御質問についてお答え申し上げます。

御承知のとおり、毎週月曜日・木曜日が象潟地区、火曜日・金曜日が仁賀保・金浦地区の燃えるごみの収集日に当たっております。近年、祝祭日の振り替え日として月曜日の休日が多く、御質問のように象潟地区のごみ収集日がごみ収集が休みとなることがあり、御不便をかけております。

御質問ありました調整の可能性についてさまざま検討してみました。その1つ目として、火曜日が仁賀保・金浦地区の収集日に当たりますが、これに月曜休日の代替として象潟地区を含めて市内全地区で収集する場合。2つ目として、水曜日が燃えるごみ収集の空き日になっていきますので、その日に象潟地区の収集ができないか。あるいは3つ目として、月曜日の休日に特別に業者や職員が



出勤して業務を行う場合、このようなことが考えられると思います。

第1点目については、現在収集しております人員と車両で市内全域を1日で収集するという事は、物理的に無理でございます。仁賀保・金浦地区が310カ所、これに7時間ほどかかっておりまして、象潟地区が192カ所とステーションの数は少ないんですが、面積が非常に多いということで、これを1日で処理するという事については物理的に無理であります。第2点目については、仮に水曜日に象潟地区の収集をしても、次の日の木曜日がまた象潟地区の定例の収集日となっていることから、効果や効率の面でちょっと問題がある。それで、カレンダーにもよりますけれども、その第1・第3が象潟地区の空き缶の収集日になっているもので、そのこのところに空き缶のコンテナと、月曜日休みの分のいわゆる土・日・月・火の分の燃えるごみが混在するという形になりますので、そのごみステーション内のスペースの問題やら、さまざま出てこようかと思えます。第3点目は、職員や委託業者の従業員の休日出勤というふうになることから、委託業務のコストアップという困難がございます。

ということから、大変申しわけございませんが、象潟地区は月曜日の休日の関係で他の地区と比べてごみ収集を休む日が多いわけでございますけれども、これまでどおりの対応で協力をお願いしたいと考えております。

ただし、1週間のうちに同一地区が2回とも祝祭日等で収集できない場合には、そのうちの1回については休日であっても特別に収集を行ってきておりますので、これは今後とも継続していきたいと考えております。いずれ、時代の趨勢はごみの減量化にあります。実際ごみの分別・リサイクルを徹底するという事に努めまして、可燃ごみを出すのを週1回にしている市民の方もおります。市民の皆様にはリユース、リサイクル等によって減量化に努めていただき、あわせて収集にも御協力をお願いしたいというふうを考えております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 1点目の職員の勤務関係についてお尋ねします。

退職勧奨、あるいはその年齢等については旧町ごとに異なっていたということのようですから、その点ちょっと聞きたいと思えます。

少し突っ込むことにはなりますが、わかりやすい例なので、こういう例ではどうだったかということをお尋ねします。

1つは、現在の横山市長が町長に立候補するという事で課長時代 — 総務課長のときに退職すると。こういう場合は、まあ年齢若いわけですから、通例は自己都合でなければ退職勧奨扱いになるというのが普通かなというふうに思うんですが、市長が当時はどんな扱いを受けて、その後、退職した中で、年齢が若い、若年退職では退職勧奨を受けたかどうか、あるいは60歳定年の場合は勧奨受けていたのか受けていなかったのか、そういうことを含めてお尋ねします。

まずその1点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 旧象潟町時代に私がやめるときは、勧奨を受けております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 退職勧奨制度の違いでございますけれども、年齢のところでも申し上げますけれども、仁賀保町は50歳以上から59歳未満、つまり58歳までということでございます。金浦町においては特にございませんでした。象潟町においては49歳以上59歳未満ということになっておりまして、それを調整を行って、今現在は50歳以上58歳ということで調整を行っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） そうすれば、現在は50歳から58歳までは勧奨ということで勤めているようなんですが、これまで、旧町時代からですから、平成17年末、18年末、19年末というふうに3回ぐらい退職者がいたと思うわけです。近年は、19年の場合は14名やめて、そのうち7名が女性。18年は12名やめて、2名が女性と。そういう中での勧奨を受けた人数とか、あるいは定年の年齢なので勧奨を受けずにやめたというふうな内容がわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 合併後の退職者の内訳について御報告します。平成17年度末においては、定年退職が9名、勧奨退職者が3名。18年度末においては、定年退職者が12名、自己都合退職者が2名。それから、19年度末では、定年退職者が14名、自己退職者が5名ということになってございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） そうすると、自己都合というのは当然60歳前ですから、すべて退職勧奨を受けてやめているのか、あるいはそこに何らかの違いが出ているのかどうか、その辺についても、公平性を確保するという事ですから、遺漏はないと思うんですが、再度お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 定年退職者と、それから自己都合の退職者では、それぞれ勧奨制度ではございませんので、退職者は退職者に応じた計算に基づいた退職手当と。それから、自己都合退職者は、その勤務年数に基づいたその時点での計算方式によって退職金を支払っているということでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） そうすると、何かちょっと戻るようですが、市長が退職するときには勧奨を受けたということですから、自己都合ということになるのか、あるいは、そういう場合も自己都合ではなくて勧奨対象になるのか。これは合併前ですから、それぞれの町単位のあり方によって一概には言われなと思うので、その点はどのようになっていたのかということについてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど年齢の違いを御説明しましたけれども、退職勧奨についてはあくまでも勧奨によって退職するという事でございますけれども、旧町時代においてはその運用の中で自己都合による退職者に対する取り扱いも違ってございました。仁賀保町においては、自己都合退職者については退職勧奨の扱いを適用はしてございませんでした。金浦町と象潟町においては

自己都合の退職者においても、その状況によっては退職勧奨の制度を適用させているケースもございました。そういう違いはあったわけでございます。それが今現在は、自己都合退職者に対しては退職勧奨制度の適用はしないということで調整しているというところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 今の件についてはもう一つ、それから、広報の関係についても再質問します。

今のその退職の勧奨、あるいは年齢について、あるいは自己都合、こういうことについても組合との協議はしているのかどうかということと、それから、出向等の、特別な人事異動ですから、こういう場合は本人 1 人と理事者側ということではなかなか言い分がはっきり通らないこともあり得るということで、組合役員が立ち会いのもとでいろいろ相談に応ずるといようなことが行われているのかどうか、その 2 点。

それから、広報についてですけれども、にかほの場合と、それから由利本荘市で出した広報、これはほとんど文面が同じということですから、どこかでこれを協議して、このことについては訴えていくべきでないかというふうにやったのかどうか。それから、道路の必要性や日沿道の意義ということはわかりますから、この内容ということでなくて、特定財源が今論議されているし、暫定税率について論議されているわけですから、これが確保されなければゼロになるという見方が、これは地方六団体ともそのような見方をしているようですが、それでいいのかどうか、このことだけを強調して市民に訴えるということに疑義があって、ある人によれば、これは広報の私物化につながるのではないかという心配もしているわけです。その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 道路特定財源に絡む由利本荘市とのということは、打ち合わせも何も行っておりません。ただ、うちのほうは広報を出すのが早かったということで、これは広報については当然、送付してありますから、お互いの自治体に。そういうことで、別に由利本荘市と連携してこういう形のものを広報に載せたという考えはありません。

それから、マスコミでは道路特定財源については、例えば 150 円のガソリンだとすれば、特定財源が廃止されれば 25 円安くなりますよというものだけが前面に出て、市民の皆さんも、市のいろいろな形のもの恐らく理解していなかったんだらうと私は思いました。ですから、こういうことも含めて市民の皆さんから御理解をいただきたいということで、広報のほうに掲載をさせていただいたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 退職勧奨制度でございます。これについての組合との話し合いということでございますけれども、一応、退職勧奨制度の要件としては、人事の刷新を図る必要があるとき、公務員能力の向上が認められないとき、心身に故障があり職務の遂行に支障があるときというこの 3 点でございます。ということで、自己都合での退職については、この勧奨制度では盛り込まれておりませんわけですので、これまでその運用上で取り扱ってきた旧町時代はあるわけですが、この制度の適正な運用ということで組合のほうにお話をして理解を得ているところでござい

ます。

それから、出向者への内示の段階で組合の同席、あるいは組合との話し合い等が行われたかということに対しては、組合とは行っておりません。あくまでも個人とその業務内容、それから期間等を提示しながら内諾を得て進めてまいりました。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 人事異動についてはやっぱり喜んで頑張ってくるということで出向するのか、あるいは、やむを得ざる事情ということで行くのかということで大分その後の仕事、あるいは研修、また帰ってきてからの意欲、そういうことについても大分違うと思うわけで、その点は今後本人の意思を尊重するということは当然ですけれども、その辺の配慮は必要なのでないかということで、そういうことも含めて行われているのかどうかということをお聞きします。

それから、道路特定財源の広報では、にかほが1月15日で、由利本荘市が2月の1日ですか。私も県内の市でどんな広報の仕方をしているかということを見ましたけれども、あとはほとんどなくて、大館のほうとつながらなければいけないという能代市、ここも半ページで載せていますけれども、これは理解してほしいということではなくて、この道路が必要だということで、暫定税率も含めて財源確保が必要ということをお述べております。しかし、にかほと由利本荘市のはほとんど文面が同じで、該当する金額については自分の市の内容を使っております。それは当然だと思いますが、ここで、「特定財源を安定的に確保する必要があるので、皆さんの深い御理解をお願いします」というこの辺の文章は全く同じということですから、このもとがどこかにあるんだというふうに推測していますし、また、にかほ市の場合は1ページ全体を使って、由利本荘市の場合は半分近いスペースですが、やはり今、参議院で審議されるという状況でどのようになるかというのがまだこの出した時点ではもっと不確定な状況だわけです。ですから、財源の補償がなくていいというわけではもちろんありませんし、日沿道はぜひ必要だし、これは何とかやってほしい。さらに生活関連の道路というのも、どうしてもまだまだ必要な小さい公共工事があると、こういう認識は市民の皆さんも持っていると思うわけです。ですが、今、審議されている、どうなるかはっきりしないということについて一方の側のものを強調して理解させるということに疑義があるわけですが、その辺についてももう一度お願いします。

それから、給食の事務担当のほうなんです、これは教育長の考えで少しテンポを速めて進めてもらいたいと思うんですが、やはり金浦、象潟の各学校の養護教諭は本来の仕事をしていることができる。しかし、仁賀保地区では、平沢小学校を除けば栄養職員もいないわけですから、会計、あるいは発注 — 発注している養護教諭もおります。そういうところは、やはり象潟、金浦のように条件を整備していくというのを急いでいってもらいたいと考えますので、その点の少しのテンポのぐあいです。

というのは、広報に市職員の募集なども9名ぐらい出ておりますけれども、いろいろな分野で必要な人をやはり置かなければいけないということをやっていると思うんです。ちなみに、仁賀保中の会計額というのは2,100万円、こういうお金を扱っているんですが、一番の悩みは、年度末に余り過ぎては困る。しかし、足りなくしては絶対だめだということで日々献立のそのときの野菜の価格

とか、納入するものの価格、これに目を光らせて神経を使うということでした。そして、一方では、保健室登校、こういう生徒もいるわけです。ですから、その点については早急にテンポを速めて、考えはまあ一致しているようですから、早急に手だてを講ずる必要があるのではないかと。特に 1 名では足りない、2 名は必要でないかという話ですが、実際問題として、伝票とか納入表など一括しておけば、一定期間ごとに集計していくというようなことであれば、その辺の工夫もできるのではないかというふうに思いますので、再度、テンポを速める答弁を求めるわけですが、ひとつその点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 道路特定財源関係でございますが、先ほども申し上げましたように、行政を運営する立場としては、道路整備に係るそうした財源確保、これが非常に大切だと思っております。今、参議院で議論されておりますが、片方のほうではその割合にどういう形が財源として振り向けられてくるのか全然見えません。だとすれば、それが我々の大きな不安です。ですから、そういうことも含めて、市民の皆さんから各新聞、マスコミ、こういうことも比較しながら判断していただければいいのではないかなと思います。ただ、思いとしては、そういう思いで記載させていただきました。

それから、職員の派遣でございますが、職員、大変意欲のある職員を私は派遣したいと思っております。ですから、彼らもこれから頑張ってもらいたいという形で県なり、あるいは広域連合のほうに行っておりますけれども、今度帰ってきたときにはその経験を十分に生かして、このにかほ市の発展のために頑張ってもらいたいというふうに思っております。これからは派遣についてはいろいろ派遣しようとする職員といろいろお話をしながら、納得を得た上で派遣してもらいたいと、そのように考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） できるだけ早くやるために、システムのどのようなことをやっていけば効率的になるのか、どこに人を置けばいいのか、もろもろこれからまず検討してみたいというふうに思っております。

【12 番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 12 番村上次郎議員の一般質問を終わります。

所用のため 11 時 10 分まで休憩します。

午前 11 時 00 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14 番佐々木清勝議員が着席しておりますので、ただいまの出席議員が 23 名でございます。

引き続き一般質問を続行します。次に、5 番宮崎信一議員の一般質問を許します。5 番宮崎信一議

員。

【5番（宮崎信一君）登壇】

5番（宮崎信一君） おはようございます。通告しておりました順に質問をさせていただきます。私のは大きな1点でございますので、この順番について答弁いただければと思います。

まちづくり交付金事業について。

本予算、新年度予算にももう既に盛り込まれている状況下ではございますが、いま一度各課署についてお伺いしたいと思います。

事業については、昨年度以来、いろいろ我々議員ともども話し合いを重ねてまいりまして、おおむね理解しております。合併協定の中での公約でもございます。合併特例債を活用して、新しいにかほ市のまちづくりをするということについては意義があるものと考えます。しかしながら、ここに来ていろいろと疑問が私なりにございますので、お伺いしたいと思います。

第1点目でございます。市長は前回、前々回もございましたが、同僚議員の質問に対して、これは文化会館建設についてのアンケートということだったと思いますが、アンケート調査は行わないというふうに記憶しております。なぜ今、急に調査するようになったのか、これが必須条件だということもわかりますが、なぜそのときにアンケートを行わないという発言だったのか、その真意についてお伺いをいたします。

2つ目でございます。都市計画とは全く別な事業になるかとは思いますが、ここに来て金浦だけの都市計画というのが戻されまして、市全体についての都市計画を立てなさいということになっているようでございます。そこで、まちづくり交付金事業との、都市計画との整合性などをお伺いしたいと思います。これはアンケートの中で、1ページ目に、仁賀保、象潟地域についても交付金事業などの補助制度を活用して、事業等を引き続き検討、実施を予定しているというふうに書いてございます。ということになれば、当然、都市計画に盛り込まれるのかなというふうに考えるのが普通ではないかと思えます。

3点目でございます。今申し上げました都市計画と絡めれば、今後、10、20年後のにかほ市を展望するとき、事業の場所や規模を変更する考えはないでしょうか。今つくりつつあるマスタープランの範囲ではなく、長いこの先の将来像を伺うものでございます。

この4番目も一緒でございますが、この展望の中に新庁舎など公共施設エリアの確保という考え、この中に例えば文化会館、また、協定書にもございました総合体育館、また、同僚議員が一生懸命頑張ってお願いをしている図書館、そういうものの公共施設エリアという考えはないのかなと。そうすればおのずと場所、規模とも変わってくる。当然かなりの事業になるかと思えますが、今そこに単独に物を建て、それがすべて機能して、最終的に10年、20年後にまとめておけばよかったというふうにならなければいいのですが、そこら辺もお願いをいたします。つまりは、私はそのまとめることによって駐車場の共有ができるという、まず第1点の利点があるというふうに考えますので、その辺もお願いをいたします。

その際、ちょっと突飛でもない発想になるかと思えますが、今ある3庁舎をコミュニティーセンター、今問題になっている福祉施設が足りないということになっています。また、学童保育もす

る場所がないというふうに伺っております。そういう場所に転嫁運用する考えはないでしょうか。また、できないものでしょうか。これは各庁舎の耐用年数、また、改築といいますが、改造費なんかも、私は素人でございますので、例えばこの象潟庁舎をそういう形で改造するとき、建てたほうが安いのか、改造のほうが安いのか、どちらなのかその辺はちょっと専門家でないのわかりませんが、せっかくあるものでございますので、これを利用するというのはいかがかなと。特にこれが3つあるわけです。1つ建てて3つを活用する。本当にさっきも申しましたが、ちょっと飛んでる発想かもしれませんが、そこら辺ちょっとないのかなというふうに思います。

そういう形を考えると、6の公共施設エリア、また、工業団地というのも同僚議員から出ておりました。当然、今から、場所の特定はいろいろ、土地の所有者の関係もございまして、今すぐどうこうとは申しませんが、ある程度今回の都市計画の中で、この付近はこういうもの、この付近はこういうものという形を組んでおくべきかと思いますが、私は、だから1年、3年、5年のことを伺うわけではなく、もうちょっと長いスパンの間でそういうことをしておかなければ後々不便なものになるのではないかとということで都市計画の中での展望をお伺いしたいと思います。

以上、お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、宮崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、まちづくり交付金事業でございますが、アンケート、これは昨年の12月定例議会の市政報告でも申し上げておりますけれども、事前調査アンケート、これが義務づけられているというふうに報告をしております。これにより1,500人の市民を対象に調査を実施いたしました。これまでの議会での答弁で、アンケートをしないというのは、文化施設単独の、建てるか建てないかというアンケートは私はしませんよということを申し上げましたので、このまちづくり交付金事業の事前アンケートとは趣旨が違うものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、金浦地区の都市再生事業でございますが、これは国土交通省の都市地域整備局所管の都市計画事業の1つでございます。ですから、都市計画に大きなかわりがあることになります。今策定中のかほ市全体の都市計画マスタープランでございますが、この中に金浦地区の都市再生整備計画を踏まえた形でマスタープラン、こういうものをつくってまいりたいと思っております。マスタープランはまちづくりの理念と将来の都市像やまちづくりの目標を設定し、都市計画区域や用途地域を定めることで、将来の都市構造を示す土地利用、交通施設、公園緑地、下水道などの整備方針を定めて、海岸部、平地部、山間部に分けた構想を練り、実現化方策を検討することになっているわけでございます。このマスタープランは、これができますと、御質問の各エリアの設定などがより具体的に明示できるのではないかなというふうに思います。

次に、にかほ市の将来像についてでございますが、一昨年の12月定例議会において、にかほ市総合発展計画が議決されました。この発展計画は、「夢のあるまち、豊かなまち、元気なまち」を基本理念としてまちづくりの基本方針などを示して、19年度から28年度までの10ヵ年で今スタートをしているところでございます。昨年の3月には市の国土利用計画についても議決をいただき、今

後にかほ市総合発展計画と並行して、にかほ市の将来像のためにさまざまな事業を展開していくこととなります。御質問にあります今後のまちづくり交付金事業につきましては、総合文化センターを含めた金浦地区の土地再生事業が20年度からの計画でございますが、他の地区については、さきの議員の質問にもお答えしておりますが、現在大型の事業が控えておりますので、すぐに事業の実施とはなりませんけれども、今後財政的なことを含めて、他の地域についても検討してまいりたいと思っております。

また、にかほ市全域の都市計画区域については、20年度から22年度にかけて見直しをすることになっております。

それから、今後のにかほ市を展望するとき、事業の場所や規模を変更する考え方でございますが、御承知のように国土利用計画では、にかほ市総合発展計画に即した計画で、市土 - 市の土地の利用について、公共の福祉を優先させるとなっております。当然ながら保育所や高齢者施設、保健・福祉施設はもちろんでございますが、道路や河川、学校、文化施設などの整備、定住促進のための住宅や雇用拡大に向けた工業団地の確保なども含まれているわけでございます。したがって、計画が定められても今後の時代の趨勢により、計画に変更が生じるようなことがあれば変更をしていかなければならないというふうに思っております。

次に、庁舎などの公共施設エリアの確保でございますが、今、これまでもお話ししておりますように、職員数はこれから減ってまいります。減ってまいりますので、これもさきの質問に答えておりますが、平成17年度から21年度までの5年間で29人の削減を見込んでおりますし、その後もさらに職員数は減ってまいります。したがって、既存の庁舎を有効活用することで私は十分対応できると考えております。したがって、新しい庁舎の建設なども含めた公共施設エリアの確保は、今のところ必要がないと、私はそのように考えております。

ただ、御質問のように、既設の庁舎をコミュニティーセンターや福祉施設等に転換する考えはないかというふうな御質問でございますが、当然ながら、先ほど申し上げましたように、現在の分庁方式で行政運営がよいのか、あるいは職員が減る中で本庁支所方式がよいのか、これは十分検討していかなければならないと思います。その上で、あいた庁舎のスペースについては、当然ながら有効な活用方法を検討していかなければならないと思います。例えば、これ、ちょっと飛躍するかもしれませんが、この庁舎ばかりでなくて、例えば今3つの公民館があるわけです。果たしてにかほ市に3つの公民館というのは必要なのか。例えば、1つを公民館にして、それぞれの2つの公民館機能を持っている施設については、例えば児童館施設みたいなものに変えていくとか、あるいは高齢者の皆さんが活用できるようなものに変えていくとか、こうしたことはこれから十分検討をしていかなければならないと考えております。

次に、工業団地エリアの確保でございますけれども、これもさきの議員の御質問に答えておりますが、今後、工業団地の造成に向けて検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 5番宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） いろいろとお答えいただきましたが、何点が再質問させていただきます。



まずはこのアンケートの中身でございますが、1,500人、市内18歳以上対象に無作為に選出ということでございますが、この無作為というのは、例えば本当のにかほ市の無作為なのか。今あらゆるもので旧町単位のものが使われておりますが、例えば割合があったのかどうか。象潟地区、金浦地区、仁賀保地区という、その世帯割の割合の無作為なのか、まずこれ1つ。

それから、回収率はどのぐらいでありましたかお伺いをしたいと思います。この52.6%というのは多いと考えるのかどうか。今のアメリカ大統領選ではございませんが、常にあの辺も48対52とか、勝った負けたでやっておりますが、あれを私、見ていても、まああれはその奥に代議員の人数がいるわけで、この調査もそのような感じに考えますと、多いのか少ないのかちょっと疑問があります。その52.6%が、回収率と比較してみてもどういふふうになるのか。例えば1,500人に出しました。回収率がかなり低いということの52.6であれば、もしかすると1,500人のうちの50人とか100人とかということになるかもしれません。その辺をお願いしたいと思います。

それから、1つ問題というか、なぜこういう問いになったのか、その算定方法、いわゆる問い4の278円という、1ヵ月ですね、各世帯。50年耐用年数で278円。ものすごく安い。悪徳商法でございますが、「おお、このぐらいで」といふふうな、これにいわゆるランニングコストが入っているのかどうか。見た限りではイニシャルコストだけで、ランニングコストは入ってございません。意図的にしたのか、その辺もしあればまずはこれをひとつお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えいたします。

まず初めに、無作為の関係ですけれども、割合ですけれども、3地区、仁賀保、金浦、象潟、この3地区にそれぞれに均等の500件ずつの配布としております。無作為ということで18歳以上ですけれども、無作為ということで行っております。

それから、回収率でございます。52.6ということでありまして、これにつきましては……

【「回収率」と呼ぶ者あり】

建設部長（金子則之君） 回収率は33.8%です。前に都市計画マスタープランの1,003名からとったときは45.6%ということで、大変私どもも4割は超えるのではないかなというふうにしておったところですが、33.8%というふうになっております。

それから、賛同率でございますけれども、52.6%、多いか高いかというふうなことでありますけれども、確かに、まちづくり交付金事業に関する、事業の効果に関する調査というふうなことでありますので、できれば高いにこしたことはありませんけれども、私ども心配したのは50%を切ればどうなのかなというふうな心配はしてございました。

それから、問いの4の1世帯当たり278円と同じ数の税金を強いることについて、ランニングコストは入っているのかということでありまして、ここについては直接の事業経費だけで、維持管理費というのは見てございません。

議長（竹内睦夫君） 5番宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） あまり、こういうところで数字のことで重箱の隅は掘りたくないんですが、やはり回収率が前回より悪かった。いわゆる33.8。多いか少ないかという、少ないと思います。

1,500の回収で33.8。掛け算はあまり得意でございませんが、500人ぐらいですね。そのうちの52ということであれば250強、300弱の方がということであります。そうすると、全人口、2万8,000、2万9,000の中ではどのぐらいの割合になるのかなというふうに思います。やはりこれはもうちょっと宣伝不足というか、市民に対する認識、いわゆるこのまちづくり交付金でこういう事業をやるんだという、そういうPR、アピールの仕方がぬるかったのかな、そういうふうな感じがいたします。そこら辺をまず1つ。

それから、なぜ、じゃ、ここに、これはランニングコスト入っていないと答弁いただきましたが、なぜ入れないのか。これは前回のときも出ましたし、今回同僚議員の中からも各文化施設をめくった折に何が問題かと。そうするとランニングコストだというものが出ております。何もここでその278円なんてしなくとも、かかる経費はかかる経費で載せるべきだったのではないかなと。隠せば隠すほど疑義が生まれるし、素直にこれだけかかってこれだけの経費がかかるんだと。だけど、と。だけど、それ以上の付加価値があるんだというものを市民にPRする、そうやって事業をやっていくというのが正攻法だと思いますが、いかがですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 回収率が低かったということでPR関係が緩かったのではないかなということでもありますけれども、昨年10月に市民による、住民による検討委員会ということで、それから全員協議会の際にも説明した15、16の事業の一応の計画、ある程度固まったところですよ。その後また国・県との協議があったというふうなことで、事業費も変わってきております。それから事業の内容も変わってきておるというふうなことから、今やっと固まってきたというふうなところで、それで初めてそのような278円といったものも出てくるのであって、本来であればもう少し早くとればなというふうなことであるけれども、その辺がある程度固まってこないとうまくないというふうなことでございました。そういうことで、また市民の皆さんに内容等についてPRするというので、これから、固まりましてその辺のPR、広報紙などには載せていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、運営経費と管理費等についてなぜ入れなかったのかなというふうなことでありますけれども、それについては特に特別なことはありません。ただ、このまちづくり交付金事業を知る上で、このような、いろいろ私ども、通達から、要綱とか基準とから見ていきますと、そのような事例にのっとってこのように載せたものでありまして、特にそのランニングコストについてのものというものは、特に毛頭気持ちはございませんでした。ただ、最近ランニングコストについては、賃金、給料、それからいろいろなものを乗せた上でのことがあります。今決まっているのは大体の規模と、それから詳細な機能というのがまだ固まってきておりません。そのようなところで人件費などその辺も大体よその庄内地方の関係のものを聞いているような状況であって、まだ数字的なものがまだ固まっておりませんので、そういうことから載せておらないのでございます。

議長（竹内睦夫君） 5番宮崎信一議員。

5番（宮崎信一君） ここでそれを述べてもしょうがないので、これはこれで出てしまったことなので。でも、一番我々も言われるのが、建てるものは例えば補助金でも何でも使える。まちづく

り交付金もそのとおりであります。ここに書いてあるとおり十分な支払いというか、返済能力があって建てる。やっぱりみんな心配しているのはランニングコストなわけです。いわゆる孫子までそれが残っていくんじゃないかという、その心配を一番しているんでないかと思います。この辺はもっとやっぱり、これに出さなくとも、今後そういう形でいろんな市民へのPR、アピールがあるのかと思いますが、やはりかかるものはかかるんだと。だけれども、財源はこういうふうにあるんだという形で示していただければなと思います。これはこれで結構です。

市長に1つだけ。私、この一般質問を書きながらいろいろと考えておりました。この合併協定項目も初日、2日目ですか、いただきまして、ほぼ九十何%できていると、市政3年目にして。この私の質問の中に展望とか、10年、20年とか、ばらばら出てまいります、というのは、いわゆる合併特例債の最終期限が27年。きのうお伺いしましたが、あまりという言い方は失礼ですが、145億のうちの89億。まだ使えるところがあるわけです。このうちで後々の新庁舎とか、そういう考えはないのかなと。

なぜそのエリアにこだわるのか。本年度、種苗交換会が当市で開かれます。これをまた受けていれば何年で回るんでしたか、ちょっと、申しわけないです、認識不足で。もしこれまた手挙げて10年後ぐらいで回ってくれば、そういうときにでも、駐車場とかエリアとか、そういう場所をくくっておけば1ヵ所ですという可能性もあるわけです。私は、種苗交換会のために土地を広げるとか、そういうわけではないんです。そういうのではなくて、それも活用できるんでないかなと。市長が一生懸命合併協定やら、それから御自分の公約でありましたものも着実に進捗して完了しているようでございます。何を市民が今一番望んでいるのか。いわゆる夢です。将来のにかほ市はどうなるのか。こういう形にしたい。私は確実性、もちろんそれは行政の仕事ですから、何年後でなければだめだ、これはこういうお金でなければだめだ、それはそれで結構です。ぼちぼち、こういうにかほ市をつくりたいというのであれば、私は別にここに、にかほ市に空港持ってこいとか、そういうそになるようなことは言わなくて結構だと思いますが、これから先、20年後に本荘市と合併するというのであれば別です。そういうのではなく、にかほ市、これから単独で頑張っていく、観光立町、それから工業のまち、農業のまちという形で考えて、何か市民に対して、こういうまちをつくるんだという夢ある言葉が欲しい。

ということで、私は全体的にこの質問の中に、長いもの、展望やら何やらを入れたわけでございます。そういう意味で、簡単で結構でございますので、例えば協働のまちとか、暮らしやすいまちとか、安全なまち、これは当たり前です。みんなそれは全国どこでも望んでいるんです。私はこういうまちづくりという、今すぐでなくても — 今、頭になれば結構ですけれども、例えばこういうふうな観光が栄えて、こういうふうな工業が来て、こういうふうなものがあって、道路が確立されてこういうふうなものをつくりたいという夢を与えていただきたい。そういう一つのもがあったら市長からお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 初めに、合併特例債の話がございました。これはきのうの議員の質問にも総務部長が答えておりますが、現時点での80数億という形でお答えしております。ただ、これから、

財政状況がどういう形になっていくか、このあたりもしっかり見きわめをしていかなければならないと思います。確かに、基金の積み立ても含めて145億まで起債 — お金を借りることができます。幾ら地方交付税で算定されるからといっても、お金を借りることには変わりありません。ですから、将来の財政指標を見ながら、必要なものはやっぱり活用させていただきたいと思っています。これからだと思いますので。今は、今決まっているような事業に対しての合併特例債でございますので、これから社会情勢がまた変わっていけばまた新たな事業展開もなってきますので、そうしたことはまた新たに議員の皆さんとも御相談をしなければならないのではないかなと思っています。

それから、こういうまちにしたいということは、一昨年12月定例市議会で、「夢のあるまち、豊かなまち、元気なまち」をつくろうということで総合発展計画をつくったんです。ですから、これがやっぱりこれからこの実現に向けていくことが最大の将来に向けたまちづくりではないかなと思っています。ですから、私としては職員ともども力を合わせながら、議会の皆さんからお力をいただきながら、この総合発展計画の目指すまちづくりに向けて頑張っていきたいと思っています。そうしたことが今、宮崎議員がおっしゃることも十分含まれているのではないかなと思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

【5番（宮崎信一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで5番宮崎信一議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、3番市川雄次議員の一般質問を許します。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。大きく2点の質問を準備させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

最初は、選挙運動の公費負担制度についてです。

昨年11月19日、月曜日の朝日新聞の一面トップ及び社会面に、自治体の選挙公営制度をめぐり、日本全国での不正請求の問題が大きく報道されておりました。記事の内容によりますと、「ポスターや選挙カーなどの選挙費用を公費で賄う自治体の選挙公営制度をめぐり、議員側の不正請求が続々と発覚、住民監査請求や訴訟になっている」という内容の記事でした。にかほ市でも、新市発足後、全国市の標準として選挙費用の公費負担制度が設けられ、市長選及び市議選において運用されました。旧町時代にはなかった制度ですし、候補者の選挙にかかる費用の一部を全額にかほ市の単独予算の中から支出されるもので、その使い方は当然のことながら厳格かつ厳密でなければなりません。

つまり、できるだけ低コストを基本とし、最小限の支出であることが求められているはずです。

昨年の12月定例会の総務常任委員会でこの問題が取り上げられたようです。にかほ市として初めての選挙公営制度を適用しての市長選、市議選について、私自身、検証する必要があるかと考え、以下の点について質問をいたします。

まず初めに、燃料費について見てみます。制度によれば選挙カーの燃料費のみが対象となります。仮に、市議選において、選挙カーの燃費をリットル5キロメートルとします。平均時速を一時間当たり15キロメートル、1日の運動時間が9時間でした。市長選は10時間でした。とした場合、1日当たりに消費する燃料は27リットルとなります。計算式は以下になります。これが7日間分ならば189リットルとなるはずですが、計算式は以下にあります。もちろん選挙運動のやり方や候補者の居住地域などによる個人差、誤差はありますけれども、選挙運動の範囲が市内のみという限定された範囲であることからすれば、その値は極めてわずかであると思えますし、実際はほとんどの候補者がこの数値を下回っています。しかしながら、中にはこれを大きく上回り、走行距離にして推計で、ナビタイムというソフトで計算しております。にかほ市から新潟十日町市までに相当し、普通に走って10時間以上かかる距離を走行している場合も見受けられますし、また、1日の給油量が使用された車種の給油タンクの限界を超えている場合も見受けられます。明らかに規定外の運用をしているのではないかと疑われるケースも見受けられます。

次に、ポスター代について見てみます。選挙用ポスターについても、新市発足後の2回の選挙において公営制度が適用され、その印刷代に税金が投入されています。平成19年7月13日の各新聞、岐阜県内版ですが、岐阜県警は12日、2004年4月の岐阜県山県市議選で、公費から支出されるポスター作成費を水増し請求したとして詐欺容疑で現職市議ら7人と議員の会計責任者1人、印刷業者4人の計12人を書類送検したといった内容の記事が報じられていました。その記事によれば、各候補者がポスター作成費に他の印刷物の代金を上乗せし水増し請求していたということでした。

にかほ市でのポスター代の公費負担限度額は、市長選で41万1,725円、市議選で39万4,940円です。制度上、候補者はこの額までポスター製作にかかった費用を市に請求し、受け取ることができます。仮にこれを超えた分は自己負担することになります。このポスター代の請求について、にかほ市における市長選及び市議選の内容を見てみると、市長選での最高額は43万円 — 1枚当たり2,000円単価で、差額1万8,275円は自己負担ですね — と、最低額27万900円 — 1枚当たりが1,260円です — との差は14万825円となっています。一方の市議選での最高額は39万4,940円、1枚当たりの単価が2,170円。これは限度額と一致しております。で、最低額が16万2,435円、1枚当たりの単価が892円50銭となっており、その差は23万2,505円となっています。

ちなみに、私のポスター代は、1枚当たり消費税込みで997円です。その182枚分の18万1,545円でした。防水紙、裏面シールつきカラー写真で考えられ得る高品質のものでした。ほとんどの候補者が同品質のものを製作していたはずですが、であるならば、最高額と私のものとの代金の間に、なぜ21万3,395円もの差が生まれるのか疑問です。

昨年12月の定例会総務常任委員会で、「中小・零細企業の場合は割高になるのでは」といった旨の発言がありました。私もそうは思います。だからといって、倍以上の金額の差が出るのは納得で

きませんし、何よりも今回の市議選に至っては、いわゆる中小・零細企業よりも、県内外でいわゆる名の知れた大きな会社と言われるほうが極めて割高になっています。デザイン料だという見解もあります。だからといって、20万円を超え、もう1組のポスターを作成できるだけのデザイン料というのはどういうものなのか。その金額は極めて法外なものと言わざるを得ません。実際のところ、現在の基準額の半分程度で十分にポスターを作成できるという見解もあります。

選挙公営制度は1992年の公職選挙法改正で、候補者が一定レベルの選挙運動を展開できるよう、ポスター制作費や自動車の経費などを市などが負担できるようにしたものです。しかしながら、制度があるからといって、その限度額まで使い切るという考え方は果たして妥当なのでしょうか。議員等になろうとする者が、制度があるからといって、その限度額もしくは限度額の8割から9割を費やすことは、限りなく浪費に近い行為であると言えるのではないのでしょうか。

今回の市長選、市議選を通じて不正や水増しがあったとは言えませんし、言いません。が、やはり市民の税金を公費として投入していること、特に行政の効率化、市の発展のために働く意思を持って立候補している者が、さらに特に行政のむだをチェックするための議員への最初の一步である選挙で市場の相場をはるかに超えた価格をもって市費を費やしていることは問題です。私は、「瓜田にくつをいれず、李下に冠をたださず」だと思っています。仮に、候補者が燃料費及びポスター代の大幅請求を知らなかったとしても、いずれの公費申請の書類にも候補者の氏名と印鑑が押され、候補者が一義的に責任を負う仕組みになっている以上、私はそれは言いわけにはならないと思いますし、その姿勢は許されざるべきものと解します。

また、もう一方の請求をする業者側の姿勢にも私は問題があると思っています。燃料費の請求について、申請書等の中に選挙カー分のみであることは明記されています。よって候補者同様、請け負った側の業者も知らなかったとは言えないはずですが、ポスター制作代についても、一般的な市場価格よりも極めて高いポスター代を請求することの違和感をどのように説明するのか疑問ですし、仮に甘えの気持ちがあったとするならば、私は信義則に反するものであると認識すべきものと思います。今後の市の受注においても、私はぜひとも考慮していただきたいと考えています。

ことしの1月10日の魁新聞に、県会選挙で燃料費を過大請求した議員が県選管に過大請求分の返還を申告、県選管が当事者に対して返納を指示し、実際2名が返納を行った旨の記事が記載されていたことは皆さん御存じかと思います。その後、もう1名も返納を実施したようですし、2月には秋田市長も同様の返還をしておりました。選挙管理委員長及び市長に対し、今回のこの結果、状況に対する見解をぜひ伺いしたいと思います。

2つ目の質問です。肺炎球菌ワクチンの予防接種についてです。

毎年、冬になると、高齢者の方の中には体調を崩し入院し、そして残念ながら亡くなられるケースが多数見られます。その原因の多くが肺炎によるものです。肺炎は、高齢者の死因として、がん、心疾患、脳血管疾患に次ぐ高い割合を占めています。厚生労働省のまとめによると、平成16年には全国で約9万5,500人が肺炎で亡くなり、そのうち、70歳以上が92.5%を占める状況にあります。肺炎は、体力が落ちているときや、高齢になって免疫力が弱くなった高齢者にとってとても怖い病気です。肺炎を引き起こす肺炎球菌には80種類以上の型があって、それぞれの型に対して免疫をつ

ける必要がありますが、肺炎球菌ワクチンを接種しておけば、そのうちで感染する機会の多い 23 種類の型に対して免疫をつけることができます。これらの 23 種類の型で、すべての肺炎球菌による感染症の 8 割ぐらいを占めています。これらの肺炎の球菌の型がですね。また、このワクチンは 1 回の接種により 5 年程度の免疫持続効果があると言われてしています。そして、このワクチン接種は、高齢者の肺炎による死亡率を急激に抑制することができるということはもちろんのこと、医療費を節減する切り札の一つとしての大きな効果があります。

高齢者がインフルエンザにかかれば、4 人に 1 人の割合で肺炎にかかると言われてしています。そして、1 人の肺炎にかかる治療費は約 25 万円です。2001 年、我が国で初の公費助成を開始した北海道瀬棚町では、2003 年に至って、国民健康保険老人医療費の劇的な減少が確認されています。1 人当たりの療養諸費用額が年間 140 万円以上で、北海道のワーストワンであったものが、助成開始 2 年後の 2003 年には 70 万円以下となって半減し、北海道の平均以下に好転したという結果が報告されています。もちろんワクチン接種率の向上のみで医療費が下がったわけではないでしょうが、報告書を読むと、このワクチンの接種が医療費抑制の大きな一因になっていることがわかります。

厚生労働省もこのワクチンの有用性を認識し、平成 16 年には、努力義務もある定期接種の対象に追加しています。しかしながら、その普及率が低いのは、このワクチンの医療保険の適応が脾臓全摘出者における肺炎球菌感染予防のみに限られている点と、インフルエンザワクチンとは異なって公的補助を行っている自治体が極めて少ない点にあります。現在、1 回のワクチン接種にかかる費用は約 8,000 円前後です。肺炎球菌ワクチンの公費助成は、平成 17 年 12 月現在で 44 市区町村で行われています。予防医療の観点からも、当市において肺炎球菌ワクチンの接種に際しての公費助成を制度化することに私は大きな効果があると考えますが、当局の見解をお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、選挙運動の公費負担制度についてでございます。

ポスターの印刷代など選挙費用の公費負担制度は、意欲ある人がだれでも候補者となり、政治に参画することができるようにと導入された制度であると、そのように認識しております。この制度は、それぞれの品目に対してそれぞれの費用負担の上限を定めたものでございまして、その運用に当たっては、それぞれの候補者による適切な対応が担保されて初めて成り立つ制度であると、そのように認識をしているところでございます。

次に、肺炎球菌ワクチンの予防接種への公費助成と、その普及についてでございます。

御指摘のように、高齢者の肺炎による死亡率は高く、にかほ市においても、平成 17 年の肺炎による死亡者は 25 人で、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患に次いで 4 番目となっております。肺炎に罹患いたしますと、高齢者にとっては命にかかわる大変恐ろしい病気ではありますが、従来は主に治療の面での議論が盛んでございました。最近では事前に予防する予防医学の重要性が見直しをされているところでございます。インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンに代表される高齢者への予防接種の重要性は、今後ますます重要視されてくるものと考えているところでございますが、イン

フルエンザに罹患した場合、肺炎球菌による二次感染による肺炎を併発して重篤化しやすく、これを防ぐには両方のワクチン接種の併用を勧めるお医者さんもいるようでございます。このようなことで肺炎球菌ワクチンの予防接種は、日本では1988年に承認されておりますが、御指摘のようにあまり普及していないのが現状でございます。

伸びない原因の1つとして費用負担の問題にあるように言われますが、一方、肺炎球菌ワクチンの使用実績などから、医療現場におけるワクチン接種の十分な議論、副作用に対する不安などがあるやにも聞いております。また、市川議員が御指摘のように、肺炎球菌には84種類の型がありますが、肺炎球菌ワクチンを接種していけば、そのうち感染する機会の多い23種類の型に対して免疫をつけることができるようでありますが、肺炎球菌ワクチンの効果は完全には確立されていないという説もあるようでございます。また、ワクチンは、1回の接種で5年間で免疫効力が持続しますので、市川議員がおっしゃるように、例えば8,000円かかったとしても、5年で割れば1,800円ということになるわけでございますが、ただ、肺炎球菌ワクチンの接種は、日本では2回目以降は接種できないことになっているようでございます。こうしたこともございますが、こうしたことを踏まえながら、助成については今後の検討課題にさせていただきたいと、そのようにお願いをしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（須藤顯君） それでは、私から選挙運動の公費負担制度についての御答弁をさせていただきます。歯の治療中で聞きづらい点があるかと思いますが、御容赦のほどお願いします。

まず最初に、選挙運動用自動車の燃料代について申し上げます。御質問が詳細にわたりましたが、市長選挙及び市議会選挙のいずれの立候補予定者説明会において、また、配付いたしました資料、候補者のしおりの中にも記載してございますから、その点については既に御承知のとおりであります。したがって、選挙管理委員会といたしましては、候補者がこのルールに基づきまして厳正に行われたものと受けとめている次第であります。仮に、昨年の県議会議員選挙や秋田市の市議会選挙のように、候補者みずからが自主的に点検をいたしまして、随行車等に給油したということを確認されまして、候補者からの申し出があれば、返還をしていただくということになるかと思えます。

参考までに申し上げますが、選挙運動用自動車に要した経費、これは法定選挙費用には算入されませんから、収支報告書には何ら影響がありません。

次に、ポスターの作成費についてでございます。選挙告示前に候補者と業者との間に交わされました契約に基づきまして、燃料代と同じように市が業者に支払うということになっております。その際の契約書そのものには不備はなく、正当なものとして処理をしております。

選挙運動用自動車の燃料代、ポスターの製作費のどちらも、御質問にあるようにその人によって最高額と最低額に余りに大きな差があるわけでございますが、この公費負担は契約の内容について選挙管理委員会が関与できない制度であるということをお願いを申し上げます。

ちなみに、にかほ市議会議員選挙に要した経費は、総額で3,780万円で、その3,780万円のうち



公費負担は候補者 37 人で 2,110 万円となっております。全員が限度額まで使われたとすると 2,740 万円になるわけですが、そのときは 37 人で 2,110 万円となっておりますことを申し上げます。

この選挙においてにおける市職員の日当ですが、当日は日曜日でございます、日曜日の勤務でございますが、8 時間分については経費節減のため代休制をとられているということを申し述べておきたいと思っております。この節減は約 300 万円を超えるものと推定されます。

市川議員の御質問の中にもありますように、市場相場をはるかに超えるという認識で公費負担を軽減することに御理解をいただけるとすれば、基準額を下げることも、条例そのものを制定していないという市もありますから、条例を改正し、または条例を廃止することのいずれも可能であることは申すまでもありません。賢明な御判断を期待申し上げる次第であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） 再質問させていただきます。

まず、肺炎球菌ワクチンの予防接種についてです。先ほど市長もおっしゃったように肺炎球菌ワクチンについてはいろいろ諸説が分かれているということもあります。一方では、言葉が悪い人の論評を読めば、厚生労働省が非常に及び腰であるということもありますが、一方で、市長は検討されるというお話ですけれども、後期高齢者医療制度が始まります。医療費の高齢者に対する負担額がふえると、あるいは私ども現役世代に対する今後の医療費の保険にかかる費用がふえるという

— 20 年度からですね — 中で、やはりこの肺炎罹患率の高い 70 歳以上、あるいは 75 歳以上のお年寄りに対して、やはりその予防措置、予防医療がとれるならば、劇的に保険料そのものを引き下げることができると思います。そういうことも考えて、ぜひ、20 年度中にできれば私は好ましいとは思いますが、できるだけ早い結論を得た上で、私自身導入をお図りいただきたいと思っておりますが、その点についてもう一度御答弁いただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほども申し上げましたが、20 年度の早い時期から、私も専門的なことはよくわかりませんので、担当のほうからいろいろお医者さん、あるいは医師会のほうからも情報を収集しながら、そうした形のものを検討してまいりたいと。その結果次第によっては、助成制度、こうしたことも議員の皆さんに相談して設けたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） あまり一般質問を長くするつもりもないので、もとに戻してもう一つのほうの質問をしますが、今回の私のこの 2 つの一般質問、実は私個人的には決して個別のものではなくてセット化したものです。ですので、再質問を今からいたしますけれども、内容がちょっと入り混じるかもしれませんので、その点お聞き苦しい、あるいはちょっと御理解しづらいところもあるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

選挙の公費負担制度ですけれども、先ほど選挙管理委員長もおっしゃって、あるいは市長もそれぞれの候補者の適切な運用が担保であるというお話しされましたように、非常にあいまいであるところが問題かと思っております。すなわち私、制度そのものにも欠陥があるのだと思っております。もちろんそれを利用する側に最大の問題があるとは思っております。

さきにも述べましたように、選挙公営制度そのものは1992年に導入されたものです。今、先ほど市長もおっしゃったように、候補者が一定レベルの選挙運動を展開できるよう、ポスター作成費や自動車の経費などを市などが負担できるようにしたものです。しかしながら、過去の旧町単位での選挙には適用されてこなかったものです。この制度の必要性を訴える人の見解ですけれども、立候補する人の金銭的負担を軽減することにより、より多くの人立候補できるようになるというものです。しかしながら、ポスターや選挙カーなどの公費負担額は候補者が支出する諸経費の一部であって、私自身、立候補の決意を左右する決定的要因ではないと思っています。

また、この制度では、燃料費やポスター代の請求に関し、先ほどもおっしゃっていましたが、請求の根拠となる書類の添付を必要としないところに問題があると思います。あいまいなところ。その限度額の算定基準も極めてあいまいだと思います。

で、先ほどの肺炎球菌ワクチンの話に話を飛ばすんですけど、このワクチンの接種料は1回当たりたかだか8,000円です。このワクチンそのものについての認知度はかなり低いものです。それを知りつつもです。立場上それをお伝えして接種を、と促しても、実際のところ8,000円という自己負担額に躊躇する高齢者も多いわけです。たかだか8,000円です。大げさに言えば、1回8,000円の予防ワクチン接種で5年間の命が保障される。年金生活でつめに火をともしながら暮らす独居老人、老夫婦の世帯にとってはとても大きな出費なんです、8,000円は。

そのような実態がある中で、です。私どもがこの選挙公費負担制度によって、先ほど選管委員長がお話になったように、約2,100万円を超える市費を費やしている。違和感を感じるのは私だけかというふうに思います。ましてやその使い方に疑念を抱かせるようなものに対してならば私はなおさらだと思います。

あわせて、今回の議員報酬の引き上げ案についてです。本来ならばまだ審議されていない内容の議案ですから、何らかのコメントを挟むのは不適切だと思っております。しかしながら、あえて述べさせていただければ、今回の一般当初予算において、市長は、これまでどおり固定費の抑制を図ったものと、その予算の組み立てについて方針を述べております。前年度比でマイナスの2.5%。もちろん大型プロジェクトの完了によることもありますけれども、それでもなお歳入不足を財政調整基金に頼っているのが現状です。また、他の議員の一般質問にもあったとおり、生活困窮者の数が年々増加している傾向にあります。私の一般質問でも先ほど言いましたように、ワクチン接種をしたくとも、経済的原因によって受けられないお年寄りがいるんです。そのような中で、議員報酬等の引き上げ案に違和感を覚えるのは私だけか。「天下の憂いに先んじて憂え、天下の楽しみをおくれて楽しむべし」という、この戒めを改めて思い起こすんです。

そこで市長にもう一度お伺いします。新市発足後、初めての市長選及び市議選も終わったことで、この公営制度の運用が一回りしたこともあります。私はこの制度そのものを根本から見直す必要があると思いますが、その点について市長の見解をお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、市川議員から御指摘のように、市長選挙、あるいは市議会選挙での実績が出たわけです。そういう矛盾が感じられるような条例の不備ということもあると思います。で

すから、このことについてはもう一度最初に戻って検討してみたい。例えば、それぞれの上限額

— 今は全体の上限額を設けておりますけれども、個々の上限額を設けていくような形もひとつ考えられるのではないかなと思います。いずれにしましても、20年度早目に、早期に、この問題については検討をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 最後にもう一つだけ。まあ推測もあるんですけども、この選挙公費負担制度についてです。実際のところ、本当に知らない、わからなかったという方もおるかと思うんです。いやいや、本当に自分は何の悪意もないということもあるかと思えます。ただ、そう考えたときに、私は先ほども言いましたように、一番最初に冒頭に申し上げましたように、やはり契約した側の、業者側にもやはり私は問題はあるんだと思います。ただ、確たる証拠ないところのお話ですから、何とも必要以上のこと、危険なことは言えないわけですけども、やはりその姿勢というものは、業者側にも再度促すべきものと考えられます。その点について市長の見解をお伺いして終わりにします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、お話がありましたことなども踏まえて、新年度に検討をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

次に、8番小川正文議員の一般質問を許します。8番小川正文議員。

【8番（小川正文君）登壇】

8番（小川正文君） さきに提出しておりました通告書に従いまして質問をしてみたいです。

私は、先ほど市川議員が一般質問は長くしたくないというような話でありましたけれども、私の場合は、今回、同僚議員と相当重なっております。長くしたいんですけども、短くなるのではないかと、私、そう思っております。それでは、質問に入らせていただきます。

最初は、馬場・院内線の路線バスの廃止についてであります。12月議会の行政報告において、この路線の廃止の是非について、にかほ市地域公共交通検討委員会、にかほ市地域公共交通会議において協議した結果、廃止やむなしという意見が大勢を占めたということで廃止を決定したという報告がありました。今後については、沿線住民のアンケートの結果に基づき代替輸送を考えているとのことでありましたが、その後どのような結果になったのか、経過を含めてお尋ねいたします。

その中身については、料金、運行回数、運行経費、県からの補助金、運行の方法、アンケートの結果はどう反映されたのか、今までどおりの運行の路線なのかという質問でありますけれども、これは初日の市長の行政報告、それから総務部長の20年度当初予算の補足説明、それからきのうの同僚議員の一般質問などでおおむね理解をいたしました。そこで、改めて1点だけ質問をしたいと思っております。この今回の路線、象潟合同タクシーさんに、きのうの市長の答弁では、助成金を出して運行するとの説明がありましたけれども、この路線の中には、にかほ市内のもう1社のタクシー会社があるわけでありまして、そこで、普通に運行すれば、より効果的な運営ができるのではないかと普通に考えるわけでありましてけれども、この象潟合同タクシーさんと運行するに当たって、合意した

経緯についてお尋ねしたいと思います。

それから、協定書、あるいは契約、どういう契約を結んでいるのか、その内容についてもお伺いをいたしたいと思います。

次に、にかほ市として今後の公共交通体系の整備と検討について、それに関連する事柄についてでありますけれども、これもきのうの同僚議員の質問がありました。一応読み上げますので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

当局からいただきました資料「バス運行費補助のとりまとめ表」というのがございます。この内容を見てみますと、今度廃止される馬場・院内線、乗車率0.5人というふうな状況であります。これよりも乗車率で低いのが仁賀保・畑・桂坂線で、0.2人というふうな状況であります。全体を見ましても、乗車率の大きいところで5人というふうな状況であります。これから秋田県は4、5年後には全国一の高齢者の多い県になろうという統計がありますし、また、10年後には人口が100万人を切るのではないかと言われております。過疎化、少子化、高齢化が進む中で、現在運行されているバス路線の今後についてと、市として公共交通のあり方について、財政面も含めてどのような考えを持っているのかということについて伺いたいと思います。

また、今、全国で65歳以上の運転免許を持つ人およそ880万人と言われております。ドライバー10人に1人がお年寄りという時代を迎えております。それに伴い、交通事故も急増して、高齢者の事故はこの10年で倍以上にふえ、「おとし」とありますけれども、これを「2004年」に訂正して下さるようお願いいたします。2004年に過去最高の9万件弱に上ったようであります。我々のような交通手段が乏しい地域においては、買い物や病院通いなどふだんの生活に自動車の運転は不可欠であります。市として、高齢者の事故防止についての考え方がありましたら伺いいたします。

次に、近代化産業遺産に認定された院内油田についてであります。これも昨日同僚議員の質問がありました。重複なるとしますので、簡単に質問してまいります。

この院内油田、最後の会社が撤退していくときに、院内・小国・上小国・桂坂の山々にあった産業遺産と呼ぶべき建物や工場跡、ポンピングパワーも含めて借地の関係で撤去してしまって、現在ほとんど残っていません。ただ一つ、山根城の付近に、油を掘るためのポンピングパワーがあるわけでありましてけれども、これは今現在市の管理している建物であります。これは旧仁賀保町時代に建物が古くなって、その後、単管で簡単に建てられているようでありましてけれども、現在、管理が行き届いていない状態であります。

そこで、今回、近代化遺産については、文化財指定と異なって保護義務もないようでありまして、保存活動に向けても助成金、補助金などないようであります。市長のきのうの答弁では、このあたりを歴史的エリアとして保存して、市民にその場を与えたいというような答弁でありました。それらを含めて市の考えを伺いたいと思います。

そこで、もう一つ、その質問につけ加えておきますけれども、ポンピングパワーについてでありますけれども、これから保存していく上で、これは何の規定もありませんけれども、将来的に、にかほ市の文化遺産として保存していくべきでないかと考えますけれども、その点について伺いたい

と思います。

それから、私の質問の最後になりますけれども、にかほ市のこれからについて、市長としてどのような構想を持っているかということであります。

合併して2年を経過し、市の基本となる総合発展計画を初め、行政改革大綱、福祉計画なども決まり、市長の公約であります6分野90項目や合併時の約束であります合併協定項目においても、きのうの説明でもありましたけれども、文化会館を除いてほとんど実行・完了して順調に推移しているとの説明がありました。

そこで、もう一步踏み込んで、このまちの理念であります「夢のあるまち 豊かなまち 元気なまち」、特に「住みたいまちにかほ」を実現していくために、市長が描いているビジョンといいますが、夢といいますが、我々もですよ、どういう方向に導いていけばいいまちになるのかということを含めてお尋ねいたしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えいたします。

初めに、馬場・院内線の路線廃止に伴う代替輸送についての御質問でございます。

馬場・院内線の代替輸送については、市政報告、あるいはさきに御質問のありました本藤議員にもお答えしておりますが、アンケート結果をもとに昨年12月7日に開催された利用者や各種団体、市内交通事業者、国及び県、市の関係者で組織するにかほ市地域公共交通会議において、今までよりも住民の利便性が向上するという方針の中で決定したものでございます。アンケートにつきましては、昨年の11月7日から17日まで、沿線の院内、小国、上小国、馬場、横根、市営住宅さくら、水沢などに居住している15歳以上の1,307名を対象に実施し、そのうち811名から回答を得ており、回答率は62.1%となっております。

その中で、乗車料金については、現行の距離制によるバス運賃と同程度の、大人1人170円から280円が57%と一番多く、次に、定額300円が13%の結果から、距離に関係なく定額200円と決定をしたところでございます。運行回数については、1日片道3便が30%、それから4便が34%という結果から、1日片道4便に決定をしたものでございます。

路線については、従来の路線を一部変更し、仁賀保駅から仁賀保庁舎、「スマイル」を経由し、すずらん通りを通り、富士タクシー角までを新しい路線とし、その後、日南前バス停を通り、上小国までは現在の運行ルートと同様としたものでございます。そして、新たに上小国から水沢まで延伸しての運行となったところでございます。

運行方法については、路線バスと同様に、定時・定路線運行とし、路線内にバス停を10カ所設置することにいたしました。路線内のどこでも希望により乗り降りできるフリー乗降制を採用したものでございます。そして、運行については、象潟合同タクシーに依頼することになりましたが、にかほ市内の合同タクシーも含めて2社に見積もり依頼をいたしました。その結果、1社が辞退したいということで、結局最終的に合同タクシーという形に決まったところでございます。

合同タクシーさんに対する補助については、現在羽後交通に赤字補てんしてきた額とそんなに差

はございません。

また、県の補助金については、秋田県生活バス路線等維持費補助金のマイタウン・バス補助金に該当する見込みになっておりますので、今後、運行を委託する合同タクシーさんが新たにジャンボタクシーを購入する場合があります。時間がたってからですね。あるいは、バス停の設置費、こういうことも一定の県のほうから補助を受けることができます。

次に、今後の公共交通体系の整備検討についての御質問でございますが、にかほ市の公共交通のあり方については、さきの本藤議員にもお答えしておりますとおり、今後の羽後交通の路線バスの運営方針がどうなっていくのか、これが大変重要になってまいります。ですので、羽後交通の運営方針などにもよりますが、引き続き高齢者の生活などに十分配慮し、利便性や費用対効果などを十分に勘案しながら、循環型コミュニティーバスやデマンド交通の導入、あるいは児童生徒と一般の乗客が同乗する混合型のスクールバスなどの導入の是非についても、にかほ市地域公共交通検討委員会や地域公共会議においてこれから鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。

その中で、市としての高齢者の事故防止の考え方でございますが、2月22日に開催したにかほ市交通安全対策協議会において、この高齢者の事故防止については、公民館活動や老人クラブ活動で体験型講習会の実施、反射板の利用促進などを行うことや、家族、あるいは民生委員やヘルパーによる高齢者への交通安全の呼びかけを徹底していこうというふうに決定し、これを実現しようと今これから行動を起こそうとしているところでございます。こういうことはまた高齢者が無理をして運転しなくとも、地域において自由に活動できるような地域公共交通を確立することも高齢者の事故防止につながると考えておりますので、先ほど申し上げましたように、鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。

産業遺産についてであります。さきの佐藤元議員にもお答えしておりますが、産業遺産の認定については、経済産業省を軸とした観光や娯楽施設としての利用も図り、誘客などにより地域活性化をねらいとする、これが経済産業省の指定の中でそういったことをうたっているわけです。ただ、院内油田関連遺産は、規模や現状からしてそのような利用の仕方はまず無理だろうということでございますので、さきにお答えしているように、院内油田の歴史を伝えるモニュメントとして保存し、児童生徒の郷土史学習や市民の郷土史探訪エリアとして整備、あるいは周知を図ってまいりたいと思っておりますが、これも前にお答えしておりますが、私もまだ見たこともございませんので、雪解け早々に現地を調査して、どういう活用方法があるのか検討を進めてまいりたいと思っております。

ポンピングパワーについては、にかほ市としての文化財の指定ということですが、こうしたことについても、今後の検討課題ではないかというふうに思います。

次に、にかほ市のこれからどのような構想を持っているかということでございます。これも先ほど来答弁をさせていただきましたが、これからの市の将来像やまちづくりのあり方を定めたにかほ市総合発展計画、これが一昨年の12月定例議会において承認され、決定されたところでございます。この内容について逐次申し上げればよいのですが、恐らく要らないというお話でございますので、私は、この総合発展計画が目指すまちづくり、これを一つ一つ実現していくことが将来のにかほ市のまちづくり像ではないか、将来像ではないか、そのように考えておりますので、一生懸命その実

現に向けて職員ともども力をあわせて頑張ってもらいたいと思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） バス路線関係について、まとめて再質問させていただきます。

現在運行されているバス路線、20数路線あるようでありましてけれども、県や国の補助を受けて行っているところが多いわけでありまして。最近その点でニュースや新聞等で盛んに報道されています、県の今後の動向、補助金の動向について、1月の終わりころですか、市町村の説明会があったというようなことも聞いておりますので、その点についてと、それから、国や県の補助がなくなったときに、これは今後の課題だと思っておりますけれども、現在運行されている羽後交通との話し合いによることだと思っておりますけれども、現在の路線を維持していくのか、それとも廃止などを考えているものなのかどうか、その点について伺いたいと思っております。

それから、もう一つは、にかほ市、観光面について非常に大きな力を注いでいるわけでありましてけれども、鳥海山を初め観光スポット数々あるわけでありましてけれども、現在、聞くところによりますと、鳥海山へのバス路線もないというようなことを聞いております。せっかく新しく稲倉山荘もできたことでありまして、全体的な、バス路線も含めて、公共交通と観光について、市長の考えを伺いたいと思っております。

それから、公共バスということで安全・安心ということで事故などはもちろんこれは想定していませんけれども、万が一、事故等が起きたときのこのバス路線の補償額というのは一体どのくらいになっているのか。これは法律で決められているのか、それとも業者と、あるいは行政で協議して決めているのか、その点について伺いたいと思っております。

それから、細かくなりますけれども、乗車率の向上について、検討委員会などではどのような検討をなさっているのか、それについても伺いたいと思っております。

それから、次に、産業遺産についてでありますけれども、先ほど文化財の検討をするということでありましたけれども、もう一つ、保存してもらいたいものがあるわけでありましてけれども、去ることしの2月に院内部落会館で「院内の歴史と文化」と題して、にかほ市の方がスライドをもって講演をされました。そのときに、ある人が、自分の蔵を整理していたら古い写真がたくさん出てきたということで、その会場に持ってきてくださいました。その写真の中には、昭和20年代のころのようでありましてけれども、院内油田のやぐら、それからやぐら群、それから当時、爆砲、銃器などない状態でありましたので、もっこを担いで働いているメリヤスを着た女の方がたくさん写っている写真が何枚かあったわけでありまして。現在、先ほども申しましたけれども、院内油田においては、原型をほとんどとどめない状態でありまして、この写真など、探せばまだまだ蔵の中などにたくさんあると思っております。これを院内油田の遺産として集めて保存していくことも私は大事なことでありますし、その点についても伺いたいと思っております。

それから、もう一つ、院内には帝石というのがありまして、これが昭和17年からですが、来ておりまして、それから撤退していく45～46年のころまで、最盛期を迎えたわけでありましてけれども、そのころ、やっぱりたくさんの方宅等などがあったわけでありまして。それから発電所もありましたし、映画館、院内には映画館などもあったわけでありましてけれども、この最盛期の状況を聞き

取りなどお願いして、やっぱりせっかく産業遺産に指定されたわけでありますので、この文化遺産の内容を見ますと書籍でもいいというような、文面でもいいというような、それまでも今回経済産業省で指定しているわけでありますので、その点で書籍を残して、後世に残していくということも私の懸案としてお願いしたいと思えます。

以上、この点についてまず伺いたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 観光についてと公共交通の関係でございますが、そうしたことも含めてこれからの検討課題だと思っております。ただ、今まで鳥海山、鉾立まで行ったバスについては、やはり乗る人が少ないと、赤字だということで路線バスが廃止になって、合同タクシーさんで夏の部分、土・日とかやってはいますけれども、これ、なかなか今マイカー、車で来る人が多いものですから、なかなかバスに乗らない。あるいはタクシーを複数の方が乗っていったほうがいいという方もおありまして、なかなかバスをあれしても乗らないというのが現状です。こういうことも含めてちょっと検討はしてみたいと思えます。

それから、産業遺産の書類の発掘については、これは当然やっていかなければならないことだろうと私も思えます。これは担当課のほうでいろいろ教育委員会の資料館のほうでもいろいろ考えていると思えますので、その辺は教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

それから、公共交通会議のなどで乗降対策をどうしたかと、どういう形で人を乗せるかという対策を話し合ったかということですが、これは総務部長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 仁賀保3地区は、それぞれ今までいろいろな歴史を持っておりまして、それぞれの産業発展のために尽くしたそういう産業遺跡というものが残っていると思えます。仁賀保地区には院内というところで油田というものを通して町が発展してきたという、そういう歴史もございますし、金浦地区であれば漁業というような形でのそういう歴史もありますので、そういうものを踏まえまして、そういう歴史調査といいますが、古い写真とか文献、そういうものも掘り起こしながら、郷土史研究会という組織もございますので、その方々の協力を得ながら、過去の3地区のそういう文化財の発掘、それから資料保存、そういうものをきちんとしていきたいなと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 第1点の県の生活バス路線維持費補助金がどうなるのかという、それを受けて市のほうでどう対策を講ずるのかという趣旨の御質問でありましたけれども、県では平成22年4月1日以降、乗車率3人以下の路線に対しては補助はしないということとしております。その路線、現在、市では13路線の補助を300万円ほどいただいているわけですがけれども、今後の乗車の動向も影響するわけですがけれども、基本的には県でこれまでされてきました300万円を市で肩がわりしながら、当面バス路線の維持に努めていきたいというふうな基本的な考え方を持っております。ただし、その乗車率、どの程度まで落ち込むのか、あるいは維持できるのか、その辺も見きわ



めての上ということで御理解願いたいと思います。

それから、交通事故等における乗客の交通災害に対する保険の件ですけれども、これは当然、委託先であります合同タクシーさんのほうで法に基づいた保険等に加入することとしてございます。

それから、利用客の向上にどのような対応で当たればよいかというふうなこと、検討委員会等で議論されたかということでございましたけれども、一つとしては、PRに努めると。あわせて、どの時間帯が一番利用されるかというふうなことについても、アンケートをとって、馬場・院内線の運行時間を設定したというふうなことで、利用されやすい時間帯の設定とあわせてPRがというふうな話が、意見が出ておりました。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 8番小川正文議員。

8番（小川正文君） 最後に、お願いします。質問というのはあれですけれども、市長の構想について質問したいと思います。もう少し語ってくださればいいと思いましたが、残念でありますけれども、総合発展計画に基づいて進めていくというような市長の判断でありますけれども、その点については質問いたしませんけれども、やはり今、我々は、先ほど宮崎議員も言いましたけれども、なかなか夢が持てない時代であります。私の友人で農業、酪農をやっている人もあります。酪農と農業でありますけれども。今、酪農は飼料の値上げ、それから入荷の低迷、それから農業においては米価の低迷ということで、非常に苦しい状況であるわけでありまして、そこで、若い人が、せがれに後を継がせるかどうか非常に迷っているような状況でありまして、なかなか農業の施策、あるいはそういうのをやってもすぐには効果が出てこないというふうなことでありますし、そういう点でにかほ市、夢を持っている人がたくさんいると思うんです、やりたいこともあると思いますけれども。そういう人たちに少しでも行政として手助けできるような政策をお願いしたいと思いますし、また、市長としてやっぱり大きなビジョンといいますか、にかほ市全体をどうしていくんだと、本当は発展計画から離れたビジョンを聞いたかったんですけれども、なかなかこういう場ではそういうことができないことを改めて感じておるわけでありまして、その点について今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それで、これで私の質問を終わります。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで8番小川正文議員の一般質問を終わります。

所用のため2時20分まで休憩します。

午後2時07分 休 憩

午後2時20分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、9番伊藤知議員の一般質問を許します。9番伊藤知議員。

【9番（伊藤知君）登壇】

9番（伊藤知君） 本定例会の最後の一般質問ですので、元気にやらせてもらいます。答弁のほ

うも元気にいただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

2つの項目について一般質問させていただきます。

最初に、漁業者への支援策という形でお伺いいたします。

「原油高騰による光熱費の負担増が強いられている中、本年1月1日より、生活保護世帯、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯に1世帯1万円のかほ市共通商品券による灯油購入費等の助成を行いましたが、2月末までの締め切りで申請件数はどのくらいだったのか最初にお伺いいたします」でしたが、市長の市政報告にありましたので、割愛いたします。

しかし、当初、1,700世帯の見込みで補正予算をしたものが、申請が1,824件、助成対象になったのが1,468件、助成率が86.4%。もしかすると助成対象者が申請しない可能性があると思われるが、担当部長の御意見をいただきたいと思います。市民への周知方法に関する反省点もあれば、それも含めてお伺いしたいものであります。

次に、この原油高騰によりA重油の価格も当然ながら高騰しております。また、関連して発泡スチロールの購入価格もあわせて値上げされているようでございます。平成5年6月にはA重油1リットル当たり34.5円、平成10年5月は1リットル当たり31.9円、平成15年5月は1リットル当たり42.4円で、昨年12月には1リットル当たり81.8円と倍近くに単価が高騰しております。この状況下で漁業者は漁獲量の低下、価格の低下等の痛みを負い、そこにA重油の値上げとダブルパンチを受けているわけですが、市としての支援策はないものかお伺いいたします。

市政報告ではハタハタの高値により漁獲高はふえていますという報告がありました。ハタハタはあくまでも季節魚であります。これからの季節は水揚げ量も少なくなり、原油の値上がりは漁業者にとって死活問題となりますのでお伺いするものであります。

また、本年6月で秋田県漁協連合会での金融部門の完全撤退が決定され、今後は農林中金が窓口となります。にかほ市では、漁業者への貸付補助等のために県漁連に許諾金を出していると思われるが、今後その取り扱いはどうになるのかお伺いいたします。

来年度予算、20年度予算にも9,500万円の漁業経営安定資金貸付金が計上されておりますが、農林中金とはどのような協議内容になっているのかお伺いいたします。

次に、消防の広域化についてでございます。

きのうの同僚議員の質問でもありましたが、その中での答弁としては、あくまでも素案であるというお話がありました。答弁できないという意味で取ってもよろしいのかもしれませんが、この広域化に関して、にかほ市消防本部ではどのようなスタンスで考えているのか。素案でありながらもそういうスタンス、考え方を持っていないと広域というのはできないと思いますので、そこら辺をしっかりとお聞きしたいと思います。

消防の広域化は小規模な消防本部においては、出動態勢、保有する消防車両、専門要員の確保等限界があることや、組織管理や財政運営での面での厳しさが指摘されることなど、消防体制としては必ずしも十分でない場合がある。これを克服するためには広域化が有効であると言われております。消防力の整備指針に基づき算定される職員数の充足率が全国平均の75.5%に対し、5万人以上10万人未満では66.4%、5万人未満では63.6%と低水準にとどまっており、出動要員に十分な余裕が

なく初動対応も必要最小限である。2次出動以降の対応が困難である。10万人程度のモデル消防本部でも単独で対応が可能な火災の規模は125平米程度と想定されているが、火災への対応だけでは第一出動でほぼすべての部隊が出払うことになり、第二次出動以降や他の火災への対応が困難となる。小規模消防本部の市町村の財政規模は一般的に小さく、消防費のうち、機械器具購入費も小さなものとなるため、はしご車、救助工作車等の高度な車両、資機材の導入に困難を伴う場合がある。小規模消防本部においては職員が少ないため、火災原因や立入検査といった予防行政の分野について専門的な人材の養成・確保が困難である。組織運営の面で人事ローテーションが設定されにくいことから、職務経験が不足がちであることを加え、職員の年齢構成にも不均等が生じやすい。そのたびに広域化するべきだと言われてはいますが、当にかほ市消防本部は、全項に当てはまりますか、お伺いします。

それから、防災・国民保護部局や消防団との連携等に対しての関係団体との協議は行われていますか、お伺いしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、伊藤議員の御質問に元気にお答えをしたいと思います。

初めに、漁業者への支援策でございますが、確かに原油の高騰などで資材も上がっております。大変私も心配しておりますし、大きな影響を与えているのではないかなというふうに思います。思いますが、こうした原油の高騰や資材の値上がりは、これは漁業者ばかりではなくて全産業に言えることだと思います。ですから、これは一市町村が対応するには余りにも大きな課題ではないかなと思っております。国では中小企業に対して政府系の金融機関からの借入返済条件の緩和や融資上限の引き上げなどの対策を講じておりますけれども、私は漁業者については、この後に御答弁いたします預託金、これ1%の金利でございます。ですから、これを何とか積極的に活用していただきたい。もしその預託金のお金が不足するようであれば、漁協といろいろ相談しながら、この額を増額していくということも考えてまいりたいと思っております。

それから、漁業支援について少し申し上げますけれども、20年度の予算においては漁業者の経営安定を図るための漁業共済事業において自己負担の20%を補助するという予算も計上しておりますし、また、漁業信用基金協会からの債務補償についてもまた範囲を拡大して支援していきましようというふうな形になっております。そういうことで今後ともアワビの放流事業などのソフト事業も含めて、築磯事業のハード事業、こうしたことを支援しながら、総合的に漁業者の経営の安定につなげてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

それから、預託金でございますが、御指摘のとおり6月から漁業協同組合での信用事業、これが廃止されることになっております。しかし、この預託金の貸付業務については、これまでと同様に組合のほうで事務をするというふうな話を私どもは受けております。そういう関係で20年度予算に9,500万円の措置をしたところでございまして、何ら今までと変わらない形での対応をしていくというふうなお話でございましたので、そのように予算を今お願いをしているところでございます。

他については担当の部長からお話をさせていただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから御質問ありました2点ほど、灯油の購入費等に関連してお答え申し上げます。

市政報告にもあったように、この緊急助成は2月4日から申請受付を開始しまして、29日現在で1,824件の申請、このうち対象となったのは1,468件でありまして、残念ながら該当しなかったものが333件、今現在判定されていないものが23件となっております。最終的には大体1,500ぐらいの世帯が該当になるのではないかと見ているところであります。

それで、第1点目の未申請者、まだ申請していない方への対応でありますけれども、現在、該当すると思われる方、これらの方に事前に通知を差し上げております。これらの皆さんの中でまだ申請していない方については電話での催告、また、決定通知を受けまして商品券をまだ引きかえていない方についても、同じく電話等で申請手続されるように促しているところであります。

それから、周知の方法が十分であったかということでもありますけれども、制度の周知方法につきましては、PRのチラシ、これは申請書と一体化したものでありますけれども、これは2月1日の広報と一緒に全世帯に配布してございます。また、そのほか、該当すると思われる方へは個別に通知いたしました。また、市内の福祉施設の入所者、あるいは長期入院者のための施設、病院への周知も図っております。それから、民生児童委員の協議会、月例会あるわけでございますが、その席においても民生委員の皆さんに御協力をお願いしております。また、ヘルパーの関係の方にも集まりがあったときにこういう制度があるということでは在宅のお年寄りの方が申請するように、申請を勧めるように指導してございます。また、2月1日、15日、3月1日の広報におきまして、制度の内容を記載いたしましたほかに、ホームページにも掲載しておりますので、考えられるあらゆる広報媒体で周知を図っておりますので、私どもとしては十分な周知ではなかったかなと思っております。

それから、商品券の有効期間は8月17日までの6ヵ月間となっておりますので、今後せっかく交付した商品券でありますので、失効しないように広報等でこれからも啓発に努めてまいります。ちなみに、今回の事業実施に当たりましては、大変市民の皆さんに喜ばれまして、窓口では担当職員と市民との会話の中で温かい感謝の言葉が交わされていたように思いました。

以上、御報告申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） 伊藤知議員の質問にお答えします。さきに質問ありました佐藤文昭議員との答弁と重複するところがあるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

消防広域化に向けての現在の状況であります。昨年の12月27日に開催されました消防広域推進懇談会の中で広域化に向けた消防本部の組み合わせ案が出され、にかほ市消防本部は由利本荘市消防本部との広域化の素案が出されたことは御承知のことと思います。その後、由利本荘市と理解と確認をとったところであります。平成20年3月 — 今月ですが、今月の27日に消防広域化推進計画が策定され、提出される予定であります。それに基づいて20年度から広域対象市町村による広域運営計画が作成され、組合方式をとるか、事務委託にするか協議されます。今現在は未決定で

あります。

次に、現在の消防体制についての質問であります。救急出動した例に例えますと、昨年の救急件数が982件、そのうちの同時出動、救急車が同じ時間帯に2台出動するという出動要請ですが、それが184件ありました。同時出動しますと、どうしても待機部隊の人数が不足するわけで、次の要請に備えるべく非番招集をかけます。これは昼夜に関係なく招集します。非番招集された件数は46件ですが、1回につき3名から4名の非番が招集されます。同時出動の件数と非番招集の件数が同じにならないのは、救急車の1台がもうすぐ帰署するという場合には非番招集の必要がないわけであり、そのような場合、広域になった場合にはすぐに近隣の分署より、例えば西目分署と考えられますが、補充の救急車が移動し対処するということも考えられますし、消防ポンプが作業中、今現在の場合ですが、災害出動でなく水利確保のための除雪作業中とか、救急車の要請があれば作業を中断してすぐに帰署し待機に回っておりますが、そのようなことも解消につながると思われま

す。また、消防職員の職務の兼任であります。現在、多い人で1人3つ以上の仕事を兼務している状態です。一つの事に集中することが難しいわけであり、それが広域化になった場合、職務の専門化、高度化が見られ、効率よく消防力を発揮できるものと思います。また、財政運営面では、消防資機材の更新期間が、若干であります。長くなってきておりますが、それはどこの消防本部等、市のほうの財政を考えますとどこも同じような状態にあるためやむを得ないのではと思っております。

また、防災国民保護部局や消防団との関連団体との協議がなされているかとの質問であります。素案が出されたばかりであり、正式決定されてからと考えており、その運営経過の中にその分を盛り込みたいと考えております。広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、連携の重要性、具体的な方策についても適切な情報提供等を行い、住民のサービス低下、住民負担にならないような広域消防計画にしたいものだと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 消防の広域化についてちょっと二、三点お聞きしたいのですが、私がこの質問をしているのは、にかほ市消防本部ではどういう考え方を持ってこの広域に臨むのかということなんです。まだ素案が決まっていないから何も答弁できないではなくて、にかほ市消防署としてどのようにその由利本荘市との会議に向かっていくのかということをはっきりしていないと、前の佐藤文昭議員が言ったように、もしかすると本部も全部あっちに持っていかれる。本荘の消防署が、消防本部がかなり雨漏りするという事で市長がちょっと口滑らしたような形でお話ししましたけれども、広域化した場合に、その消防本部を建てなくちゃいけないといったときに、またにかほ市での負担が出てくると。象潟中学校、仁賀保中学校、文化施設をつくるという話になれば、今度消防本部にも負担なくちゃいけないと。それが逆に言うと広域化するための、何というのか、広域化してからつくるというのではなくて、やはりそこら辺のスタンスをしっかりとって、にかほ市に消防本部を持ってくるとか、そういう考えを持つような形でその広域に臨んでいただきたいというのが一つです。そこら辺の考え方、消防長どう思っているのかということと、それから、広域消防

の、広域化にするためには組合方式か、それから事務委託方式かというのはまだ決まっていないと。そこら辺もにかほ市としてはどう思っているのか、どの形が一番ベストなのかということをお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） 消防本部として広域化した場合、負担割合云々というのがありますが、それも20年度から作成されます運営計画の中に盛り込まれるわけです。今現在、佐藤文昭議員のときにも話しましたが、負担割合をどのようにするか、今現在、救急車の現場到着時間が全国平均よりもかなり、1分近く少なくなっているということで、由利本荘市の場合は旧町に各分署があるわけで、しからばうちのほうにもそういうふうな全国平均に近づけるためのそういうものも必要なのかどうか、それも大いに検討したい。そうなった場合には住民負担がますますふえるわけで、私としては今より住民負担を多くしたいとは考えておりません。住民負担をなくして安全を買えるということも考えられないわけですが、メリットとしては先ほど申しましたとおり、市との境、西目との境なんです、その中での応援等がかなりにかほ市にも有利になってくるものがあります。人的なものもかなり多くあるということで、かなり有利というんでしょうか、安全・安心が大きなものになるのではないかと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 私が広域化にちょっと心配している1つ、大きな問題だと思うんですが、今、にかほ市で何かあったときに高齢者のひとり暮らしだとか、そういうことをしっかり消防が把握しているかと。今、消防団の人数がどんどん減ってきていると。本来の消防団の仕事というのは自分の地域を守るわけですが、そのときに、自分の地域にひとり暮らしの世帯がどのくらいあって、例えば火災起きたときに、このうちには3人暮らししているんだとか4人暮らししているんだというような形を消防団の人たちが把握すると。当然それは消防のほうも把握していなくちゃいけないわけですが、広域化によって、由利本荘市の人間がにかほ市に来ると。にかほ市の人間が由利本荘市に勤務するというような形になった場合に、緊急時にそのような家族世帯分までも把握することができるのか、そこら辺が一番心配しているところですが、当然広域化した場合に人事交流というのは設けるわけでしょう。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） 広域化した場合に人事交流があるのかどうかということですが、これも何度も言いますが、運営計画の中に盛り込まれます。それで、由利本荘市と矢島消防との合併がありまして、その場合に、今どうなっているのかということですが、本荘市で勤務していた人は矢島地区に1名か2名しか配属されていません。多分、多分ですね、これは確定はできないんですが、多分そうなると思います。

それから、先ほど組合になるのか事務委託になるのかということですが、私としては組合でやったほうが、前に仁賀保地区消防組合ということで旧3町がやった例もありますので、組合方式のほうがよしいのかなと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9 番（伊藤知君） じゃ、もう、今度は質問でなくてお願いになるわけですが、やはり協議会ができた時点で、常備消防と、それから消防団とのかかわりというのをしっかり持っていたきたいと。その懸念されているのが、その広域化されたことによってその特性が失われる可能性がある。消防団と常備消防との関係ですね。また、消防団も広域化されるのではないかというふうな心配も出てくるわけですから、そこら辺しっかりとした形で対応していただきたいということと、運営計画をつくるに当たっては、地方自治法上で協議会を設けるわけですが、規定の定めるところによって、やっぱり議員の中からもその協議会の中に入れていただきたいということをお願いしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

漁業のほうにいきたいのですが、金融機関全部撤廃と私は認識しておったんですが、漁業会でやるということになれば漁業者は大変助かると思いますけれども、今、船の燃料が単純に倍になっているわけですが、1 なぎ当たり 1 そうの船で 1,000 リットル使う船があります。それから、一番燃費のいい船 — 燃費がいいのか、近場の漁場を主にして漁をしているのかちょっとわからないですが、500 リットルぐらいということで、今の底引き船でいくと、平均すると 1 なぎで 740 リットル使っています。そうすると、10 年前から比べると 1 なぎ 3 万円の燃料費が負担になるということになります。1 ヶ月当たり平均すると 10 回、10 なぎほど行っていますから 30 万ぐらいの負担が増えるということになります。当然、市長が言うとおりの原油高騰によって困るのは漁業者だけではないというのはあるわけですが、やっぱりそこら辺も含めた、農業も含めた形で、ある市ではその生活困窮対策、それも原油の高騰対策ということで、ここと同じように灯油の購入費の助成をしています。それから、それにプラスして漁業者への油代の高騰ということでそれも助成もしています。ただし、条件つきで、これからはどんどん原油は上がるんだよという考え方からして、省エネタイプのエンジンに載せ変えなさいと。その載せ変えるお金も、補助じゃないんですけども低金利で貸し付けしますよという対策をしているようでございます。それから、農業に関しても同じような形でハウスの中に暖房を使っているところに関しては助成するとか、そういうふうな形でいろんな形の助成をしています。いずれにしろ、観光でもっていかかほ市でありますけれども、この地盤を支えているのは第一次産業の農業と漁業だと思うんですよ。そこら辺にもっとやはり預託金で貸し付けしてやるよというのではなくて、少し、もうちょっと温かい手を差し伸べられないかというのが正直あります。

当然、発泡スチロールも値上がりしているわけですが、いろんなスチロールがあります。普通の発泡スチロールというのは普通のハタハタとか入れる箱もありますけれども、エビ用の発泡スチロール、それからカキを入れる発泡スチロール、これが約 20 円から 30 円ぐらい、1 個当たり値上がりしています。ただ、これは直接漁業者に負担が来るわけではありません。仲買人の人がこれを負担するわけですが、当然、船にも 100、200 という発泡スチロールをつけて漁に行っているわけですから、その分のお金というのは当然仲買人が支払うわけですが、例えば自分らで処分する魚の発泡分に関しては船主らが支払わなくちゃいけないと考えると、どんどん負担が多くなってきてしまって、大変な状況になるのではないかなというふうな感じがしています。

それで、ある新聞に、底引き網の、底引き船の水揚げ高に占める燃料代と必要経費ということで、

2004年には19.1%だったものが、2007年には35.2%、1.5倍ほどになっているわけですが、そこら辺からすると、漁師の人たちは自分らで魚の値段を決められないんですよ。幾ら頑張って持ってきても、いっぱいとれば安くなるし、少しだと今度何も金にならないと。そうしたときにやはりどうしてもその燃料はかかると。そこら辺、必要経費を何とか少し手を差し伸べていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今の段階でどのぐらいの額になるか私もよくわかりません。ただ、農業のほうもございます。あるいは中小企業もございます。そういうことも含めて、県の支援策などもないのか、このあたりも県のほうにちょっと相談をしながら、できれば県あたりと協調できるようにあれば検討してみたいと思いますが、いずれにしましても、もう少し市としても詳細な調査をしてみたいと思っております。

【9番（伊藤知君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで9番伊藤知議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後2時51分 散会